

中野区介護保険の運営状況

平成20（2008）年度

中野区保健福祉部介護保険担当

目 次

1	中野区の人口構成	1
2	被保険者の状況	2
3	要介護等認定の状況	4
4	介護サービスの利用状況	11
4-1	施設サービス	18
4-2	居宅サービス	21
5	保険給付費の内訳	26
6	地域支援事業の実施状況	29
6-1	介護予防事業	29
6-2	包括的支援事業及び任意事業	32
7	介護保険料	38
8	介護サービス基盤の整備状況	44
9	介護保険の円滑な利用について	47
10	介護保険制度の広報活動	57
11	介護保険制度の充実に向けて	59
	補足資料（介護保険特別会計の決算状況）	63

- 注 1. 表中の数字は端数処理のため、総数と内訳が一致しない場合がある。
2. 文章中の表及びグラフ番号は通し番号としている。
3. 給付の状況（サービス利用者数など）については東京都国民健康保険団体連合会が平成20年6月までに審査を終了した分を反映させているが、事業者からの追加請求などにより今後変動する場合がある。
4. 本文中の「要支援」は、平成18年4月の制度改正以後の認定区分「要支援1」と同等の区分であるが、経過措置として、有効期限終了までは「経過的要介護」とされ、旧制度の介護サービス利用対象者として取り扱われたものである。平成19年3月をもって認定者は0となった。

1 中野区の人口構成

中野区の人口は312,442人であり、そのうち高齢者人口(65歳以上の人口)は60,077人(構成比19.2%)、0歳から64歳までの人口は252,365人(構成比80.8%)となっている。

過去5年間の人口の推移をみると、0歳から39歳までの人口は微減傾向にあり、高齢者人口のうち65歳から74歳までの人口は微増傾向にある中で、75歳以上の後期高齢者の人口の増加傾向が大きく、構成比にして毎年おおむね0.3ポイントずつ増加している。

表1 中野区の人口構成の推移 (外国人を含む総人口 各年4月1日)

区分		平成17年4月	平成18年4月	平成19年4月	平成20年4月	平成21年4月	
全国 (単位: 万人・%)	人口	合計	12,769	12,778	12,775	12,773	12,761
		0歳~39歳	5,911	5,854	5,778	5,706	5,629
		40歳~64歳	4,329	4,318	4,284	4,278	4,264
		高齢者人口	2,529	2,606	2,713	2,789	2,868
		65歳~74歳	1,392	1,417	1,463	1,483	1,515
		75歳以上	1,137	1,189	1,250	1,306	1,353
	構成比	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		0歳~39歳	46.3	45.8	45.2	44.7	44.1
		40歳~64歳	33.9	33.8	33.5	33.5	33.4
		高齢者人口	19.8	20.4	21.3	21.8	22.5
		65歳~74歳	10.9	11.1	11.5	11.6	11.9
75歳以上		8.9	9.3	9.8	10.2	10.6	
中野区 (単位: 人・%)	人口	合計	310,583	308,017	309,824	311,878	312,442
		0歳~39歳	158,140	155,025	156,064	156,377	155,080
		40歳~64歳	96,402	96,093	95,779	96,484	97,285
		高齢者人口	56,041	56,899	57,981	59,017	60,077
		65歳~74歳	30,021	30,161	30,347	30,337	30,540
		75歳以上	26,020	26,738	27,634	28,680	29,537
	構成比	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		0歳~39歳	50.9	50.3	50.4	50.1	49.6
		40歳~64歳	31.0	31.2	30.9	30.9	31.2
		高齢者人口	18.0	18.5	18.7	18.9	19.2
		65歳~74歳	9.7	9.8	9.8	9.7	9.8
75歳以上		8.4	8.7	8.9	9.2	9.5	

2 被保険者の状況

介護保険の加入者（被保険者）は、中野区に住所を有する65歳以上の第1号被保険者と、40歳以上65歳未満の医療保険に加入している第2号被保険者に区分される。被保険者には、住所地特例者（※1）が含まれ、他住所地特例者（※2）は含まれない。

※1 住所地特例者

中野区に住所を有していた被保険者が、他区市町村の介護保険施設に入所し、施設の所在地に住所を変更した場合、新住所地の被保険者とはならず、元の住所地（中野区）の被保険者となる。

※2 他住所地特例者

他の区市町村の被保険者が、中野区内の介護保険施設に入所し、住所を中野区に変更した場合、中野区の被保険者とはならず、従前の住所地の被保険者となる。

（1）第1号被保険者

①被保険者数の推移

表2のとおり推移している。高齢者人口の推移と同様に、第1号被保険者は微増傾向にあり、また、第1号被保険者に占める75歳以上の後期高齢者の割合が増加している。

なお、第1号被保険者には住所地特例者が含まれるが、平成21年4月末現在の住所地特例者は533名、他住所地特例者は76名と住所地特例者の方が他住所地特例者を上回っているため、第1号被保険者数は中野区の高齢者人口よりも多くなっている。

表2 第1号被保険者数の推移 (単位：人、% 各年4月末日)

区分		平成17年4月	平成18年4月	平成19年4月	平成20年4月	平成21年4月
人数	第1号被保険者数	56,337	57,336	58,432	59,451	60,613
	65歳～74歳	30,095	30,220	30,391	30,399	30,617
	75歳以上	26,242	27,116	28,041	29,052	29,996
構成比	第1号被保険者	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	65歳～74歳	53.4	52.7	52.0	51.1	50.5
	75歳以上	46.6	47.3	48.0	48.9	49.5

②異動事由

平成17年度からの異動事由は表3のとおりとなっている。転出者が転入者を上回ってはいるものの、65歳到達者の数がさらに多いことから、第1号被保険者は増加している。

表3 第1号被保険者の異動事由

(単位：人)

増	区分	転入	職権復活	65歳到達	適用除外非該当	その他	合計
	平成17年度	582	3	3,373	0	5	3,963
	平成18年度	554	87	3,656	0	3	4,300
	平成19年度	640	8	3,475	0	1	4,124
	平成20年度	514	7	3,528	0	4	4,053
減	区分	転出	職権喪失	死亡	適用除外該当	その他	合計
	平成17年度	1,112	8	1,967	0	0	3,087
	平成18年度	1,234	16	1,884	0	0	3,134
	平成19年度	930	22	2,102	0	0	3,054
	平成20年度	918	25	2,008	0	3	2,954

※「職権復活」・「職権喪失」 住民登録ではなく、区の調査に基づき被保険者資格を取得又は喪失した者

※「適用除外非該当」 介護保険法施行法の規定に基づき介護保険の適用除外となる身体障害者療養施設等から退所することにより、被保険者の資格を取得した者

※「適用除外該当」 同上の身体障害者療養施設等に入所することにより、被保険者の資格を喪失した者

(2) 第2号被保険者

第2号被保険者数は表4のとおり推移している。

表4 第2号被保険者の推移

(単位：人 各年4月末日)

平成17年4月	平成18年4月	平成19年4月	平成20年4月	平成21年4月
94,766	94,815	94,522	95,231	95,940

※ 生活保護受給者は第2号被保険者から除外される。

(3) 第1号被保険者と第2号被保険者の取り扱いの違い

① 保険料の徴収方法

第1号被保険者の保険料は、介護保険の保険者である中野区が賦課・徴収する。一方で第2号被保険者の保険料は、加入している医療保険の保険者が医療保険の保険料と併せて徴収する。

② 介護サービスの利用

第1号被保険者が介護サービスを利用する場合、その原因を問わない。一方で第2号被保険者は、加齢が原因とされる特定の病気（16特定疾病）により介護が必要になった場合に限り介護サービスを利用できる。なお、特定疾病に平成18年4月から新たに末期がんが加わった。

3 要介護等認定の状況

介護保険のサービスを利用するには要介護等認定を受ける必要がある。被保険者からの認定申請がなされると、区では訪問調査を行うとともに、主治医に意見書を求める。介護認定審査会では、訪問調査の基本調査や主治医意見書の「心身の状態に関する意見」や「食事行為」の項目による一次判定を基に、主治医意見書の記載内容、訪問調査票の特記事項などを総合的に審査し、要介護度を判定する。

(1) 要介護（要支援）認定申請

要介護等の認定申請は地域包括支援センターや区役所介護保険担当の窓口、地域センターで受け付けている。申請は主に本人又は家族が行うが、地域包括支援センターや居宅介護支援事業者や介護保険施設などが申請を代行することもできる。4年間の申請状況は、表5のとおりである。

平成16年4月から、更新時の認定有効期間については最大24か月まで延長できるようになった。

表5 要介護（要支援）申請の状況 (単位：件)

区分	新規	更新	変更	転入	合計
平成17年度	2,826	6,769	1,306	119	11,020
平成18年度	2,542	9,766	1,552	152	14,012
平成19年度	2,768	7,222	1,341	120	11,451
平成20年度	2,774	8,902	1,493	153	13,322

※新規 これまで認定を受けていなかった方が認定を申請するもの

※更新 これまで認定を受けていた方が認定期間満了に伴い、継続して認定を受けるために申請するもの

※変更 これまで認定を受けていた方が認定期間満了前に状態の悪化などにより改めて認定の変更を申請するもの

※転入 中野区外に居住して認定を受けていた方が中野区に転入したものの。この場合、前住所地の認定結果は転入した日から6か月間維持される。

(2) 要介護等の状況

① 認定者の推移

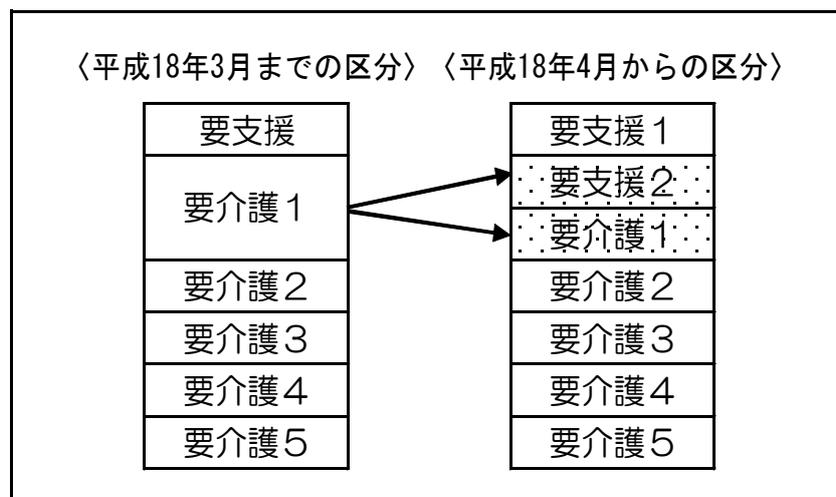
要介護等認定者等の推移は表6のとおりである。平成12年度の制度発足時から毎年1,000人を超える増加が続き、平成17年からは増加が穏やかになった。

表6 要介護等認定者数の推移

(単位：人 各年4月末日)

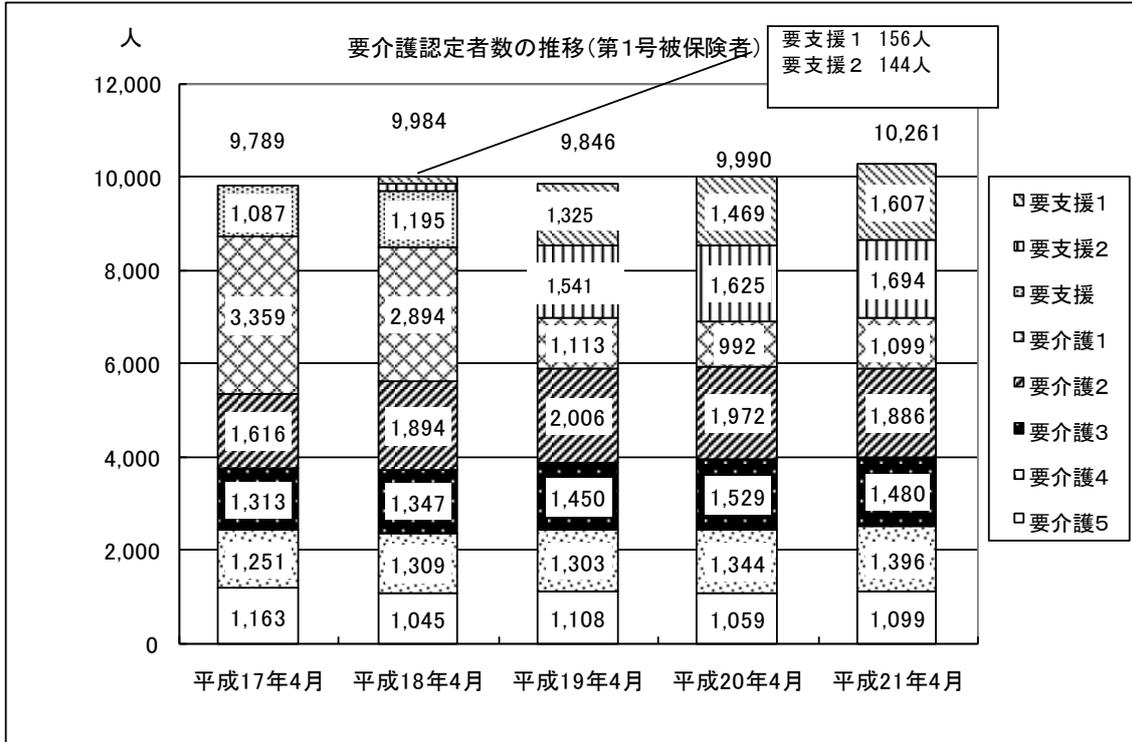
区 分	平成17年4月	平成18年4月	平成19年4月	平成20年4月	平成21年4月
要支援1	—	145	1,330	1,475	1,619
要支援2	—	160	1,581	1,667	1,742
要支援	1,095	1,210	—	—	—
要介護1	3,443	2,965	1,138	1,007	1,116
要介護2	1,690	1,966	2,084	2,052	1,957
要介護3	1,355	1,395	1,503	1,589	1,527
要介護4	1,279	1,341	1,343	1,384	1,437
要介護5	1,212	1,094	1,152	1,103	1,139
計	10,074	10,276	10,131	10,277	10,537

平成18年4月から要介護認定の区分が7段階となった。要介護1が要支援2と要介護1に細分化され、要支援は要支援1に変更となった。(下図のとおり)

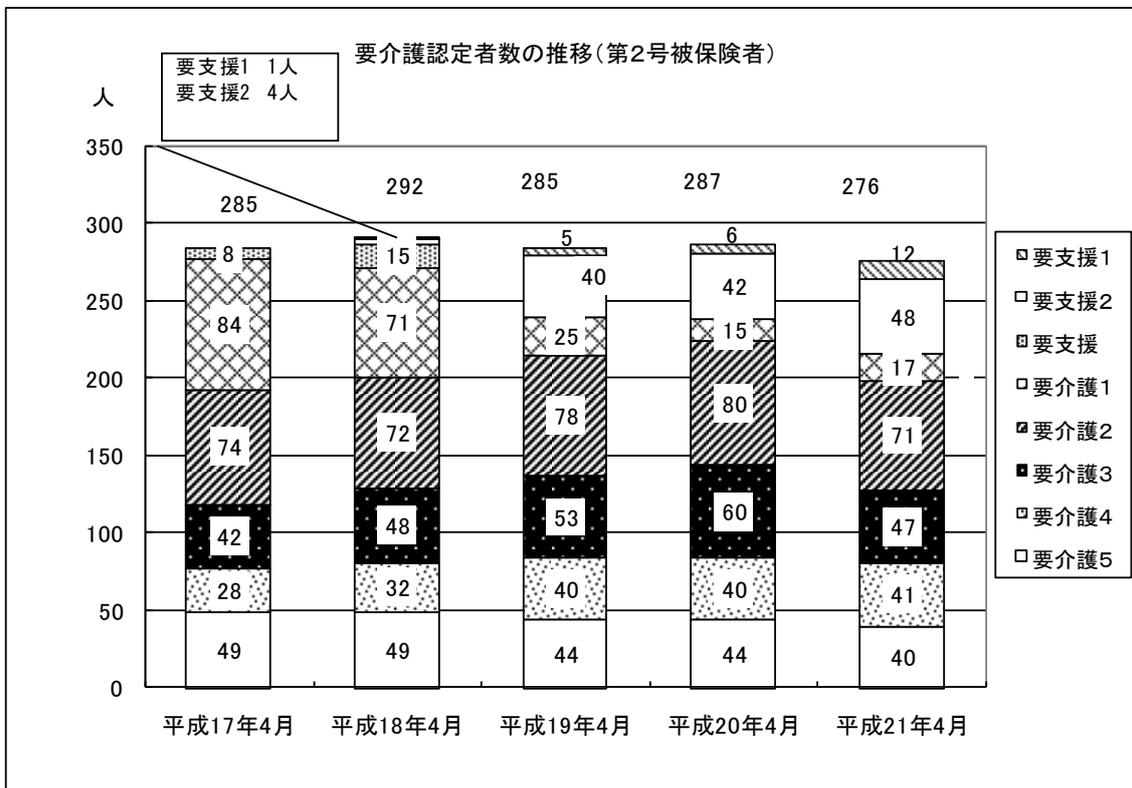


要介護等の認定を受けた者のうち、65歳以上の第1号被保険者及び40歳から65歳未満の第2号被保険者の認定者の推移はそれぞれ、グラフ7及びグラフ8のとおりである。

グラフ7 要介護等認定者のうち第1号被保険者の推移（各年4月末日）



グラフ8 要介護等認定者のうち第2号被保険者の推移（各年4月末日）



② 第1号被保険者の認定者の状況

65歳以上の第1号被保険者について、前期・後期高齢者ごとに、被保険者数・認定者数・認定率を比較したのが表9である。平成12年の制度開始以来認定率は増加傾向を示していたが、平成18年4月に頂点となり、その後はほぼ横ばい状態である。

表9 第1号被保険者の認定状況 (単位:人、% 各年4月末日)

区分		平成17年4月	平成18年4月	平成19年4月	平成20年4月	平成21年4月
被保険者数	第1号被保険者数	56,337	57,336	58,432	59,451	60,613
	65歳～74歳	30,095	30,220	30,391	30,399	30,617
	75歳以上	26,242	27,116	28,041	29,052	29,996
認定者数	第1号被保険者合計	9,789	9,984	9,846	9,990	10,261
	65歳～74歳	1,614	1,581	1,453	1,368	1,347
	75歳以上	8,175	8,403	8,393	8,622	8,914
認定率	第1号被保険者	17.38	17.41	16.85	16.80	16.93
	65歳～74歳	5.36	5.23	4.78	4.50	4.40
	75歳以上	31.15	30.99	29.93	29.68	29.72

平成21年4月末日現在の第1号被保険者の認定者について、5歳刻みの認定率は、表10のとおりである。

表10 第1号被保険者の認定率の状況 (5歳刻み)

区分	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90～94歳	95～99歳	100歳以上	合計
被保険者数	16,368	14,249	12,568	9,162	5,224	2,254	686	102	60,613
認定者数	474	873	1,673	2,587	2,496	1,511	561	86	10,261
認定率	2.90	6.13	13.31	28.24	47.78	67.04	81.78	86.00	16.93

③ 全国比較

平成21年1月末現在の65歳以上の第1号被保険者の認定者数及び認定率について、全国・東京都・中野区を比較したのが表11である。中野区の認定率は、要介護1と3は低く、その他は全国及び都平均より高い。

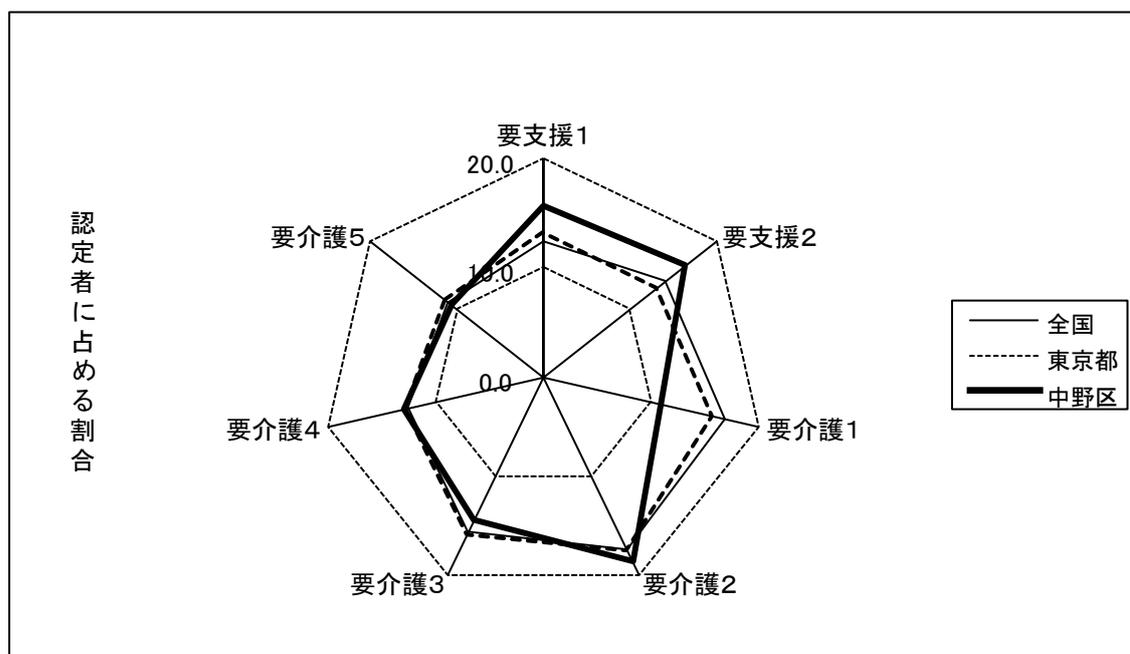
表 1 1 認定者数の全国比較（第 1 号被保険者）

区分		要支援1	要支援2	経過的 要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	総数
認定者	全国	556,590	635,335	165	759,109	782,521	700,251	562,395	489,340	4,485,706
	東京都	51,670	51,100	2	61,275	68,301	61,704	50,264	44,190	388,506
	中野区	1,592	1,658	0	1,098	1,901	1,472	1,319	1,085	10,125
認定率	全国	2	2.3	0	2.7	2.8	2.5	2	1.7	15.9
	東京都	2.1	2	0	2.4	2.7	2.5	2	1.8	15.4
	中野区	2.6	2.8	0	1.8	3.2	2.4	2.2	1.8	16.8

※ 第 1 号被保険者数…全国:28,139,561 人、東京都:2,517,317 人、中野区:60,253 人

全認定者に占める要介護度毎の割合は、グラフ 1 2 のとおりである。中野区では、要支援 1・2 と要介護 2 が全国及び都平均を上回る割合となっている一方、要介護 1 と 3 は全国及び都平均より低くなっている。

グラフ 1 2 全認定者に占める要介護度別の割合



(3) 介護認定審査会

介護認定審査会は、保健、医療、福祉に関する学識経験を有する者の委員で構成され、要介護（要支援）認定に関する審査・判定を行う。委員は、任期2年、定数200名以内となっている（平成21年4月現在122名、任期は平成23年3月まで）。要介護認定の審査・判定は委員4名で組織する合議体（平成21年4月現在17合議体）ごとに行われる。

① 認定審査会委員の構成

平成21年4月現在の認定審査会委員の職種別構成は表13のとおりである。

表13 認定審査会の職種別構成

職種等	人数	職種等	人数	職種等	人数
医師	46	学識経験者	0	介護福祉士	6
歯科医師	9	理学療法士	5	施設職員	16
保健師	5	作業療法士	3	医療相談員	2
看護師	10	柔道整復師	2	合計	122
薬剤師	4	社会福祉士	14		

② 認定審査会（合議体）の開催状況

4年間の認定審査会の開催回数は、表14のとおりである。

表14 認定審査会開催状況 (単位：回、件)

区分	開催回数	審査件数	平均審査件数
平成17年度	327	10,990	33.6
平成18年度	357	13,277	37.2
平成19年度	352	11,467	32.6
平成20年度	374	12,609	33.7

③ 要介護等認定の状況

認定審査会の区分別判定状況は、表15及びグラフ16のとおりである。

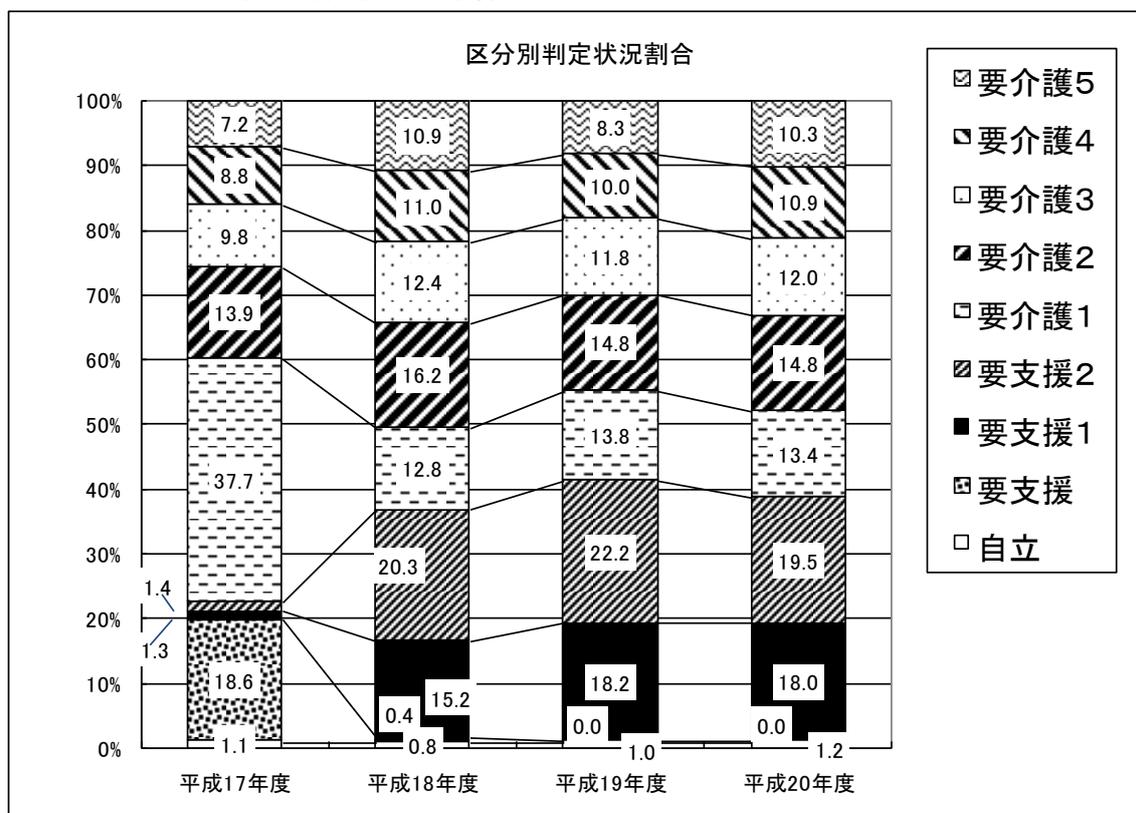
表 15 区分別判定状況

(単位：件)

	区分	自立	要支援	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
平成17年度	新規	59	614			937	384	279	192	172	2,637
	更新	65	1,388	137	154	2,964	902	538	493	368	7,009
	転入	0	12	0	0	45	16	22	14	13	122
	変更	0	3	0	0	135	200	224	257	231	1,050
	合計	124	2,017	137	154	4,081	1,502	1,063	956	784	10,818
平成18年度	新規	40	47	445	445	408	358	291	197	165	2,396
	更新	65	2	1,548	2,151	1,124	1,415	1,058	943	1,004	9,310
	転入	0	4	9	14	23	44	23	24	16	157
	変更	0	0	3	62	124	315	257	281	244	1,286
	合計	105	53	2,005	2,672	1,679	2,132	1,629	1,445	1,429	13,149
平成19年度	新規	64		613	539	391	334	321	200	166	2,628
	更新	44		1,423	1,885	1,024	1,084	749	663	550	7,422
	転入	0		10	11	18	28	21	19	14	121
	変更	0		5	70	122	226	238	247	206	1,114
	合計	108		2,051	2,505	1,555	1,672	1,329	1,129	936	11,285
平成20年度	新規	78		632	515	383	326	291	177	169	2,571
	更新	64		1,572	1,772	1,098	1,236	913	908	879	8,442
	転入	0		14	16	24	38	19	22	21	154
	変更	0		13	106	149	227	261	247	208	1,211
	合計	142		2,231	2,409	1,654	1,827	1,484	1,354	1,277	12,378

※各年度中の認定審査会で判定された件数で、「認定者数」とは異なる。

グラフ 16 区分別判定状況の割合



4 介護サービスの利用状況

介護保険のサービスは、施設サービス（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）と居宅サービスの2つに大きく分類される。

介護サービスの利用状況は表17のとおりである。各年4月の認定者数に占める利用者数の割合は平成20年4月までは微増傾向にあり、平成21年4月には前年度と比較して減少しているが、利用人数は確実に増加している。

表17 介護サービスの利用状況 (単位：人、% 各年4月実績)

区 分		平成17年4月	平成18年4月	平成19年4月	平成20年4月	平成21年4月
人数	認定者	10,074	10,276	10,131	10,277	10,537
	利用者	8,025	8,097	8,119	8,388	8,430
	在宅	6,567	6,665	6,621	6,826	6,925
	施設	1,458	1,432	1,498	1,562	1,505
	未利用者	2,049	2,179	2,012	1,889	2,107
割合	認定者	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	利用者	79.7	78.8	80.1	81.6	80.0
	在宅	65.2	64.9	65.4	66.4	65.7
	施設	14.5	13.9	14.8	15.2	14.3
	未利用者	20.3	21.2	19.9	18.4	20.0

介護サービス利用者のうち、施設サービス利用者の要介護度別内訳は、表18及びグラフ19のとおりである。

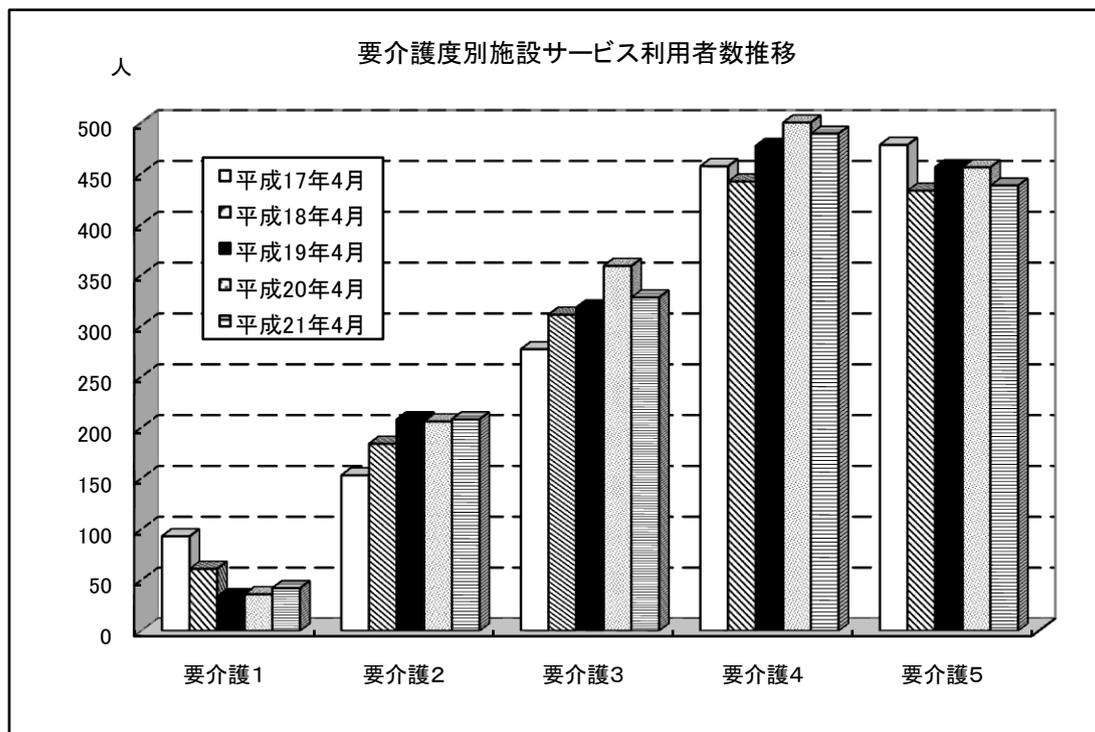
表18 要介護度別施設サービス利用者数推移 (単位：人 各年4月実績)

区 分	平成16年4月	平成17年4月	平成18年4月	平成19年4月	平成20年4月	平成21年4月
自立	0	0	0	0	0	0
要支援	0	0	0	—	—	—
要支援1	—	—	0	0	1	0
要支援2	—	—	1	5	2	0
要介護1	92	93	61	34	36	42
要介護2	155	153	184	208	206	208
要介護3	285	277	311	318	359	328
要介護4	452	457	442	477	502	489
要介護5	450	478	433	456	456	438
合計	1,434	1,458	1,432	1,498	1,562	1,505

※要支援の者が入所しているが、これらの入所者は平成18年の介護保険制度改正時点で介護老人福祉施設に入所していた者である。3年間の経過措置期間中は自立・要支援であっても継続して施設サービスの利用が可とされていた。

グラフ19 要介護度別施設サービス利用者数推移

(各年4月実績)



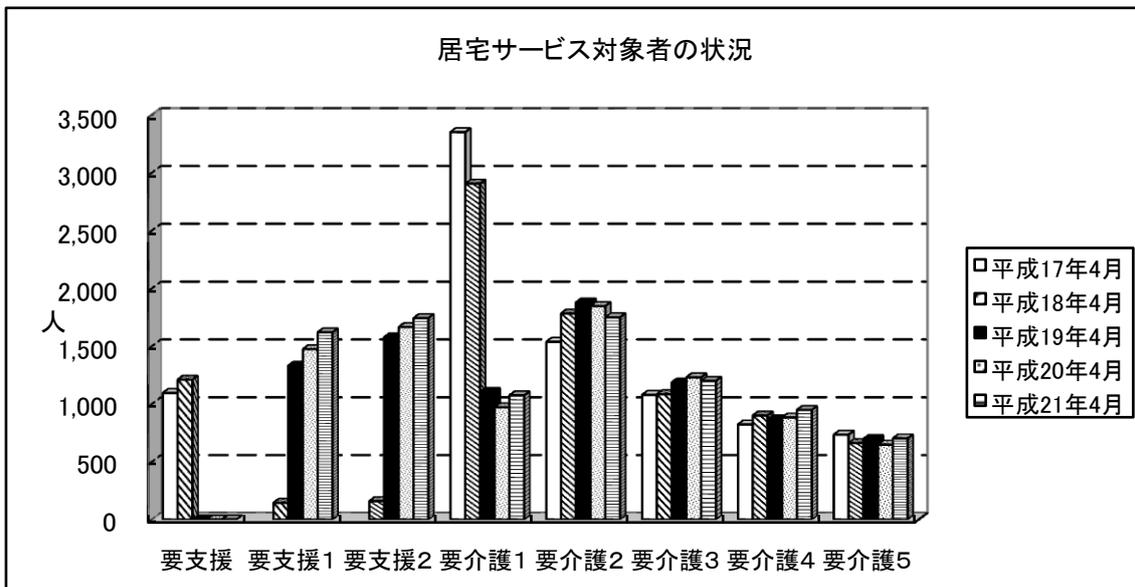
認定者から施設サービス利用者を除いた者が、居宅サービスを利用する対象者であり、その状況は表20及びグラフ21のとおりである。

表20 居宅サービス対象者の状況

(単位：人)

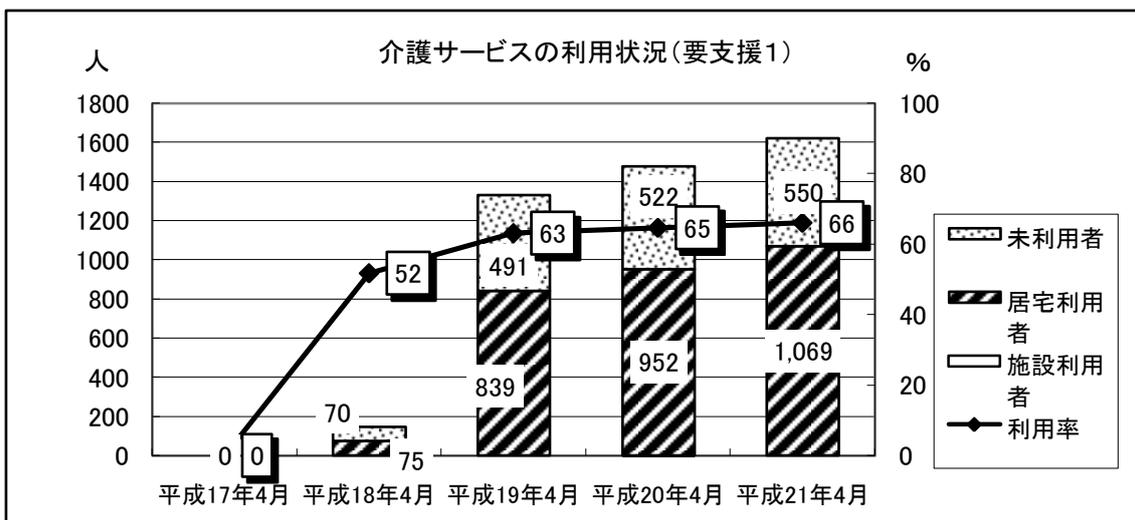
区分	平成17年4月	平成18年4月	平成19年4月	平成20年4月	平成21年4月
要支援	1,095	1,210	—	—	—
要支援1	—	145	1,330	1,474	1,619
要支援2	—	159	1,576	1,665	1,742
要介護1	3,350	2,904	1,104	971	1,074
要介護2	1,537	1,782	1,876	1,846	1,749
要介護3	1,078	1,084	1,185	1,230	1,199
要介護4	822	899	866	882	948
要介護5	734	661	696	647	701
合計	8,616	8,844	8,633	8,715	9,032

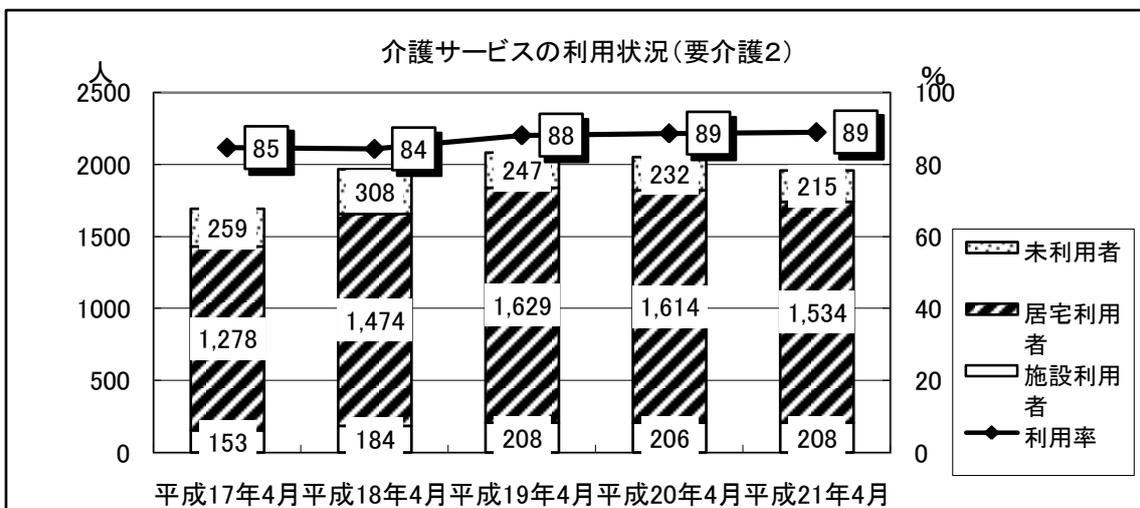
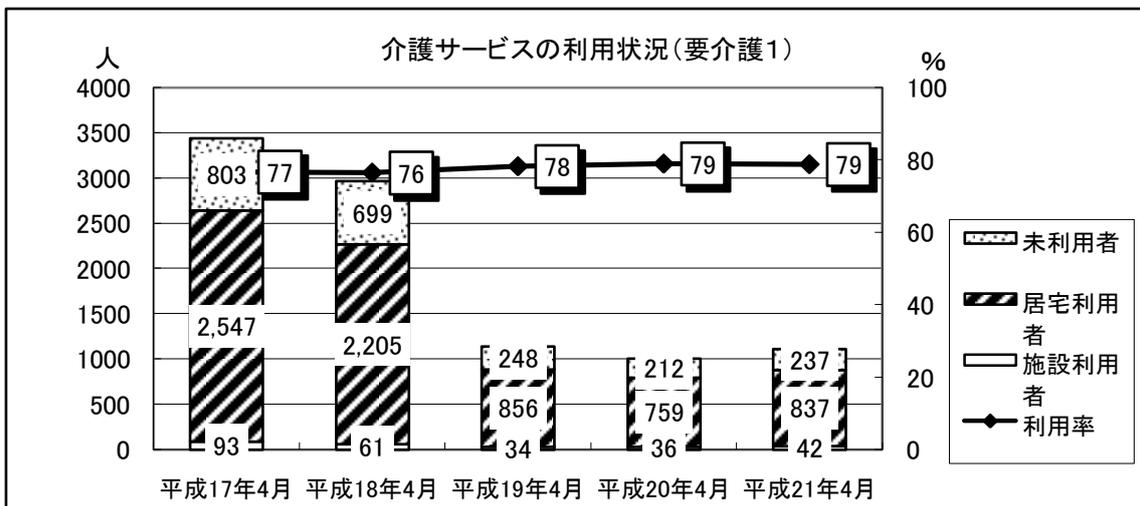
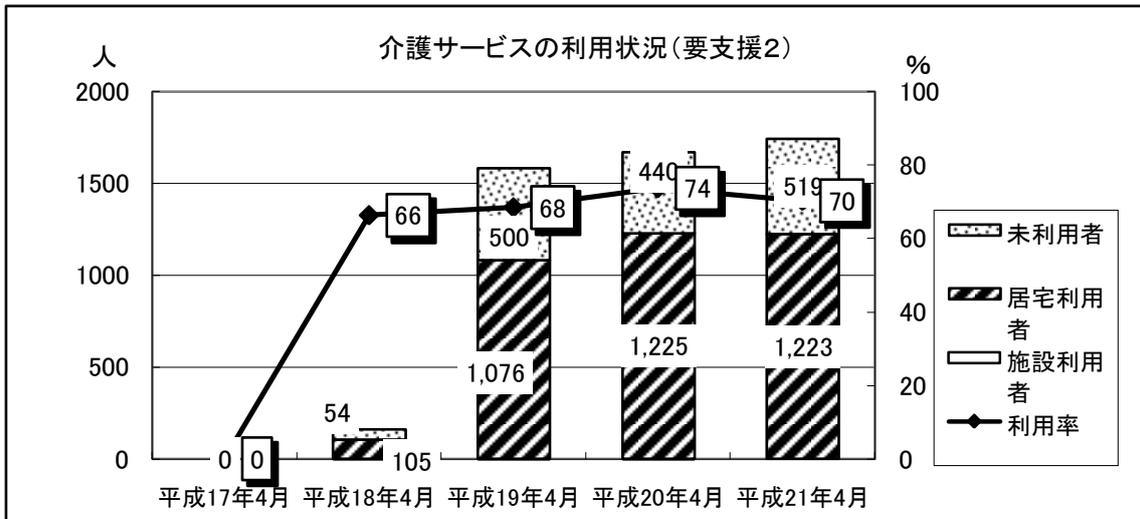
グラフ21 居宅サービス対象者の状況

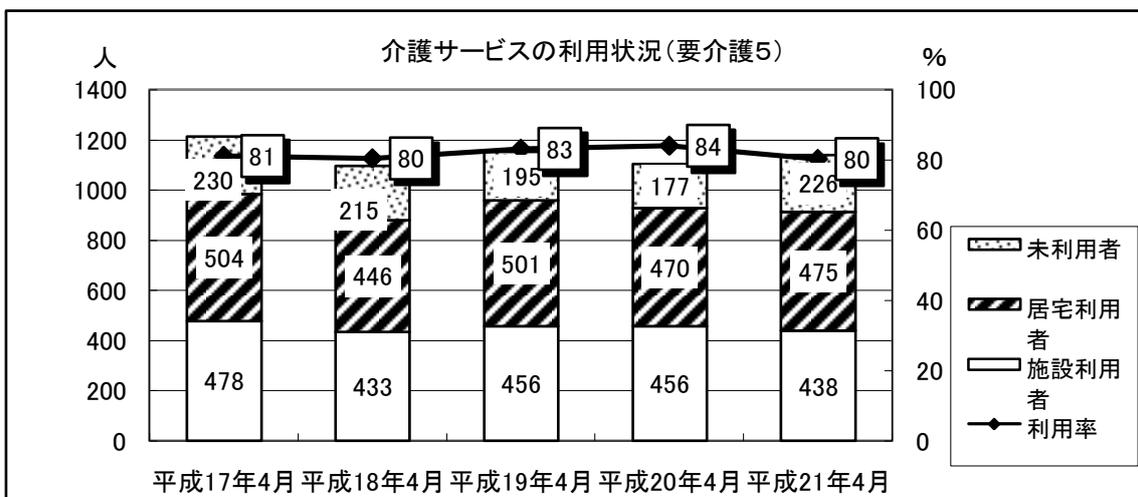
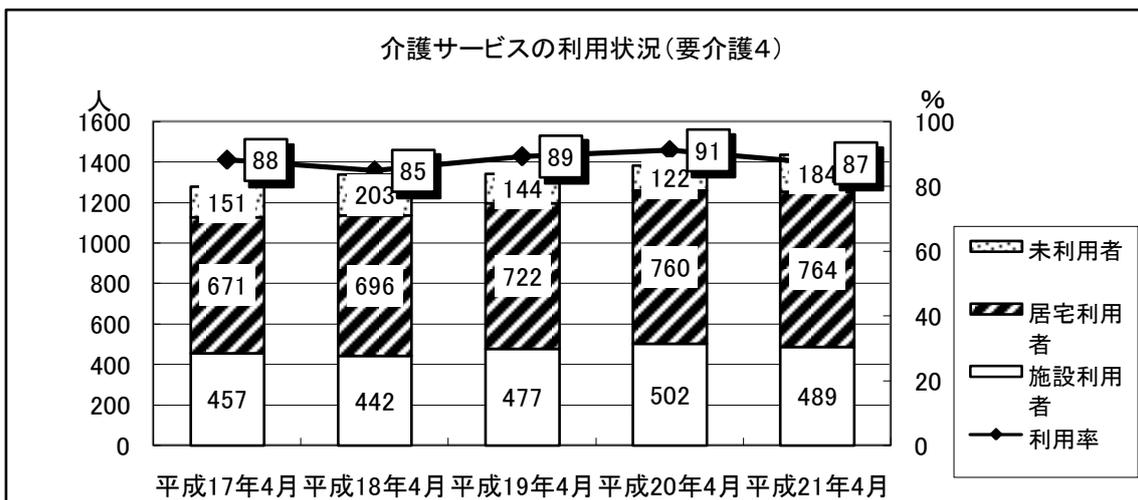
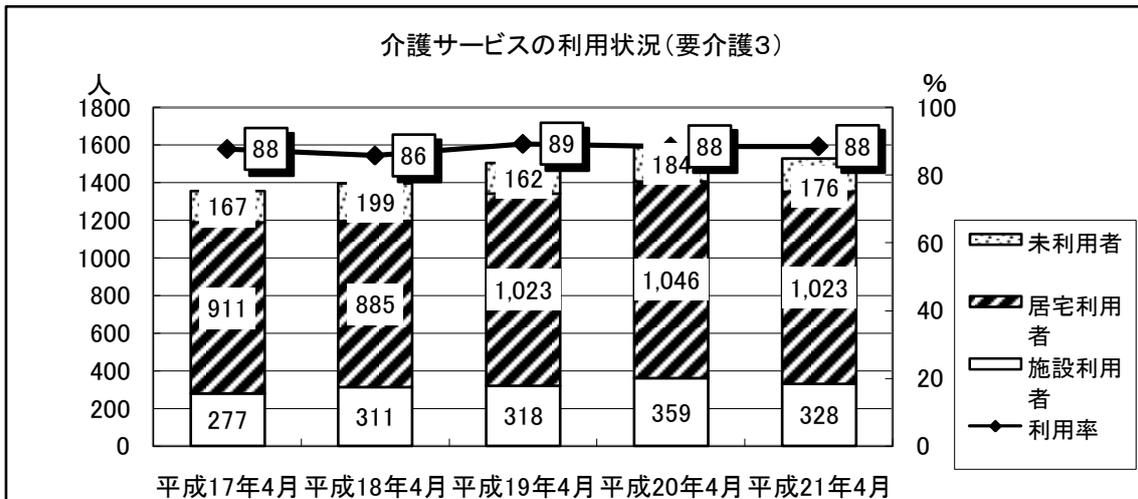


介護度別の介護サービスの利用状況及び利用率（認定者の中でサービスを利用している割合）は、グラフ22のとおりである。要介護度が上がるにつれ利用率が高くなり、要支援1・2及び要介護1については、利用率が7割前後で、要介護2以上の利用率は9割前後となっている。

グラフ22 介護サービス利用の状況（各年4月実績）







第3期（平成18年度～平成20年度）介護保険事業計画策定にあたり、区では実態調査や国の示した参酌標準等を参考として、介護サービスの見込量を推計した。第3期介護保険事業計画の計画値と平成20年度の実績を比較したのが表23から表25である。

表23 給付実績と事業計画数値との比較（地域密着型以外の介護給付）

区分	平成20年度			備考
	実績	計画	実績割合	
訪問介護	434,181 回	664,342 回	65.4 %	
訪問入浴	16,347 回	17,725 回	92.2 %	
訪問看護	48,842 回	52,913 回	92.3 %	
訪問リハビリテーション	6,892 回	3,974 回	173.4 %	
通所介護	147,789 回	129,878 回	113.8 %	
通所リハビリテーション	20,180 回	28,862 回	69.9 %	
居宅療養管理指導	42,061 回	10,509 回	400.2 %	
福祉用具貸与	28,720 人	29,400 人	97.7 %	
短期入所生活介護	36,325 日	38,482 日	94.4 %	
短期入所療養介護	6,225 日	13,437 日	46.3 %	
特定施設入所者生活介護	587 人	433 人	135.6 %	1ヶ月当り平均利用者数
居宅介護支援	3,922 人	4,244 人	92.4 %	1ヶ月当り平均利用者数
特定福祉用具販売	25,839,432 円	25,012,107 円	103.3 %	
住宅改修費	57,298,844 円	78,108,922 円	73.4 %	
特別養護老人ホーム	893 人	908 人	98.3 %	1ヶ月当り平均利用者数
老人保健施設	388 人	487 人	79.7 %	1ヶ月当り平均利用者数
介護療養型医療施設	248 人	282 人	87.9 %	1ヶ月当り平均利用者数
移送サービス	137 件	300 件	45.7 %	
訪問理美容サービス	145 件	288 件	50.3 %	
寝具乾燥サービス	48 件	192 件	25.0 %	

表 2 4 給付実績と事業計画数値との比較（地域密着型サービス）

区分	平成20年度			備考
	実績	計画	実績割合	
認知症対応型通所介護	31,051 回	31,267 回	99.3 %	
認知症対応型共同生活介護	135 人	184 人	73.4 %	1ヶ月当たり平均利用者数
小規模多機能型居宅介護	133 人	248 人	53.6 %	1ヶ月当たり平均利用者数

表 2 5 給付実績と事業計画数値との比較（介護予防給付）

区分	平成20年度			備考
	実績	計画	実績割合	
介護予防訪問介護	121,602 回	187,183 回	65.0 %	
介護予防訪問入浴	206 回	471 回	43.7 %	
介護予防訪問看護	5,491 回	7,686 回	71.4 %	
介護予防訪問リハビリテーション	810 回	627 回	129.2 %	
介護予防通所介護	25,603 回	39,162 回	65.4 %	
介護予防通所リハビリテーション	630 回	4,183 回	15.1 %	
介護予防居宅療養管理指導	3,873 回	1,621 回	238.9 %	
介護予防短期入所生活介護	440 日	2,823 日	15.6 %	
介護予防短期入所療養介護	24 日	209 日	11.5 %	
介護予防特定施設入所者生活介護	117 人	11 人	1,063.6 %	1ヶ月当たり平均利用者数
介護予防福祉用具貸与	5,042 人	9,672 人	52.1 %	
介護予防特定福祉用具販売	5,169,848 円	8,757,145 円	59.0 %	
介護予防住宅改修	24,123,937 円	48,552,134 円	49.7 %	
介護予防支援	2,122 人	2,554 人	83.1 %	1ヶ月当たり平均利用者数

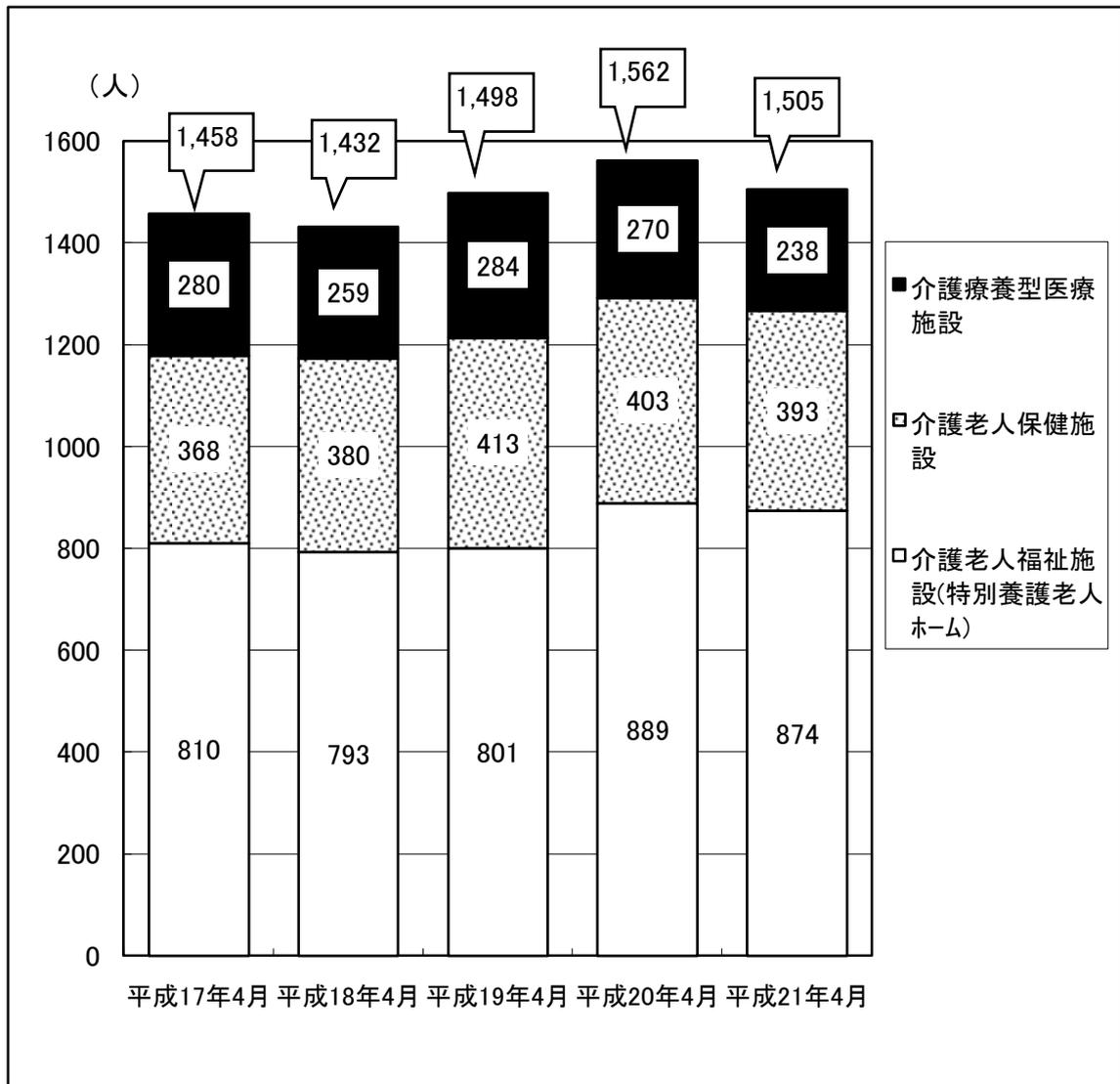
4-1 施設サービス

介護保険の施設サービスの利用状況は、グラフ26のとおりである。

介護療養型医療施設利用者の減少などもあり、この5年間の利用者数は1,500人前後で推移している。

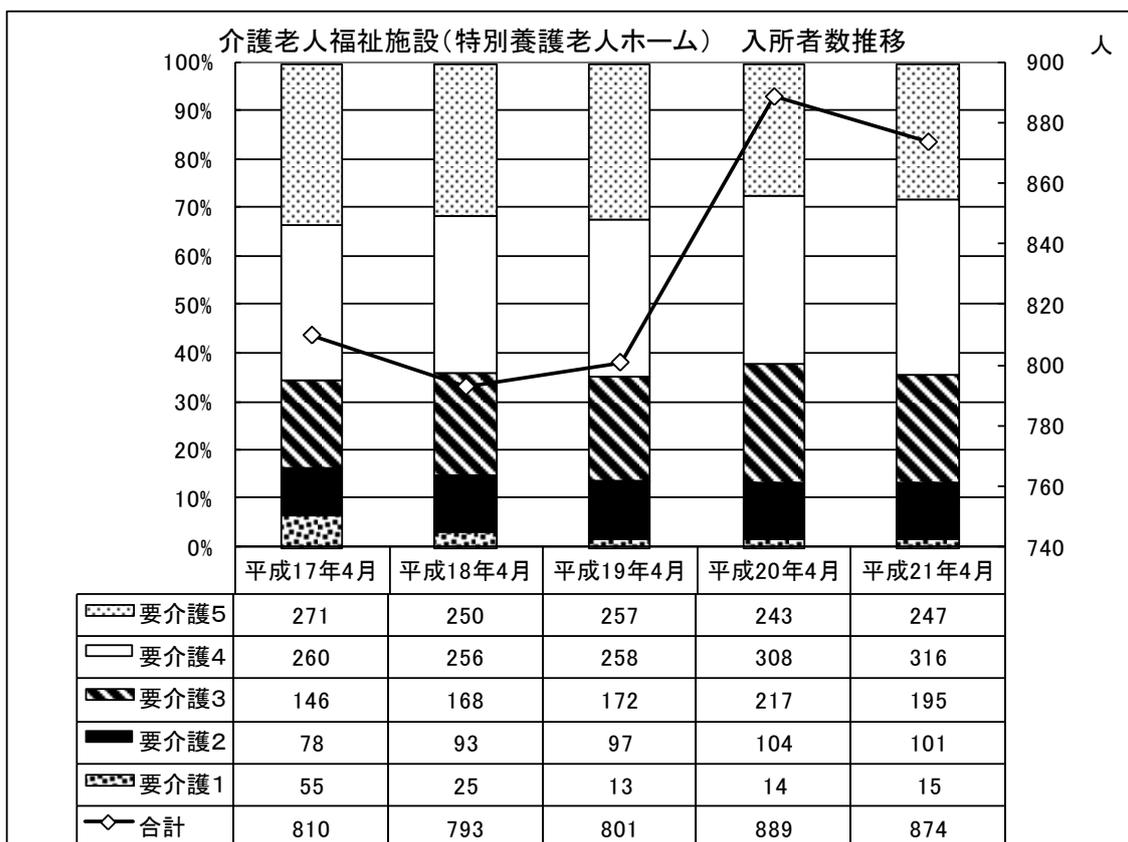
グラフ26 施設サービス利用者推移

(各年4月実績)

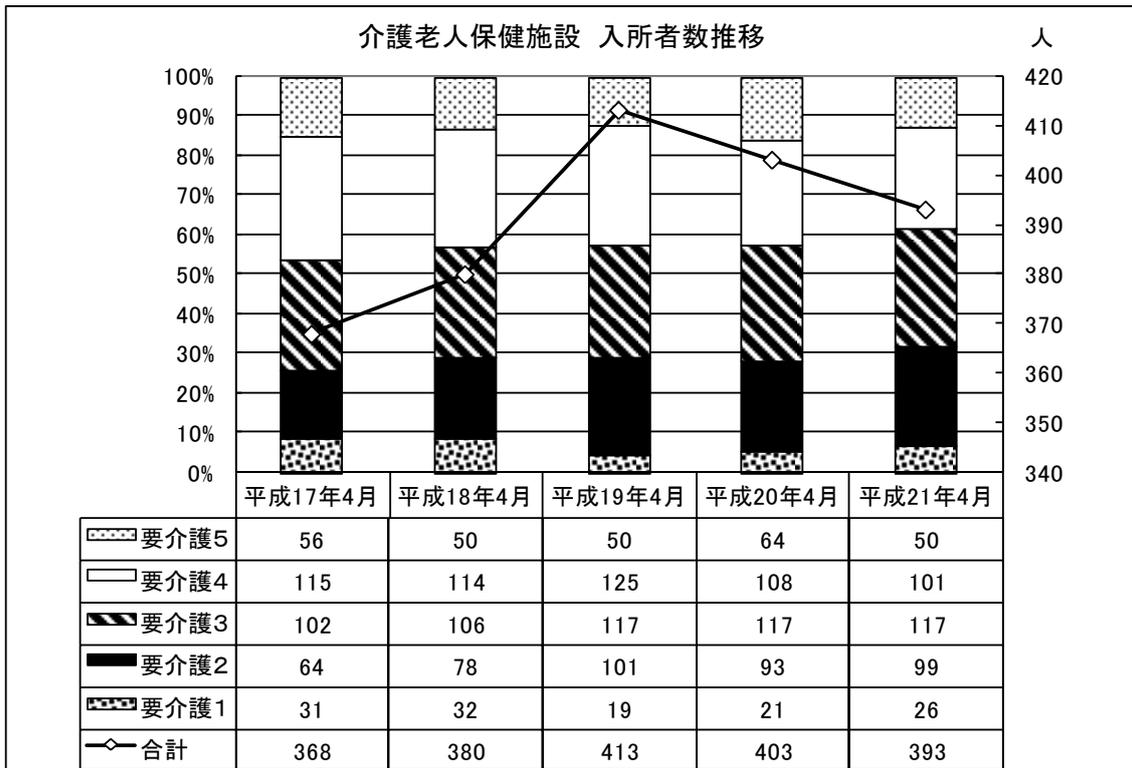


介護保険施設入所者の施設別・介護度別の入所状況はグラフ27のとおりである。

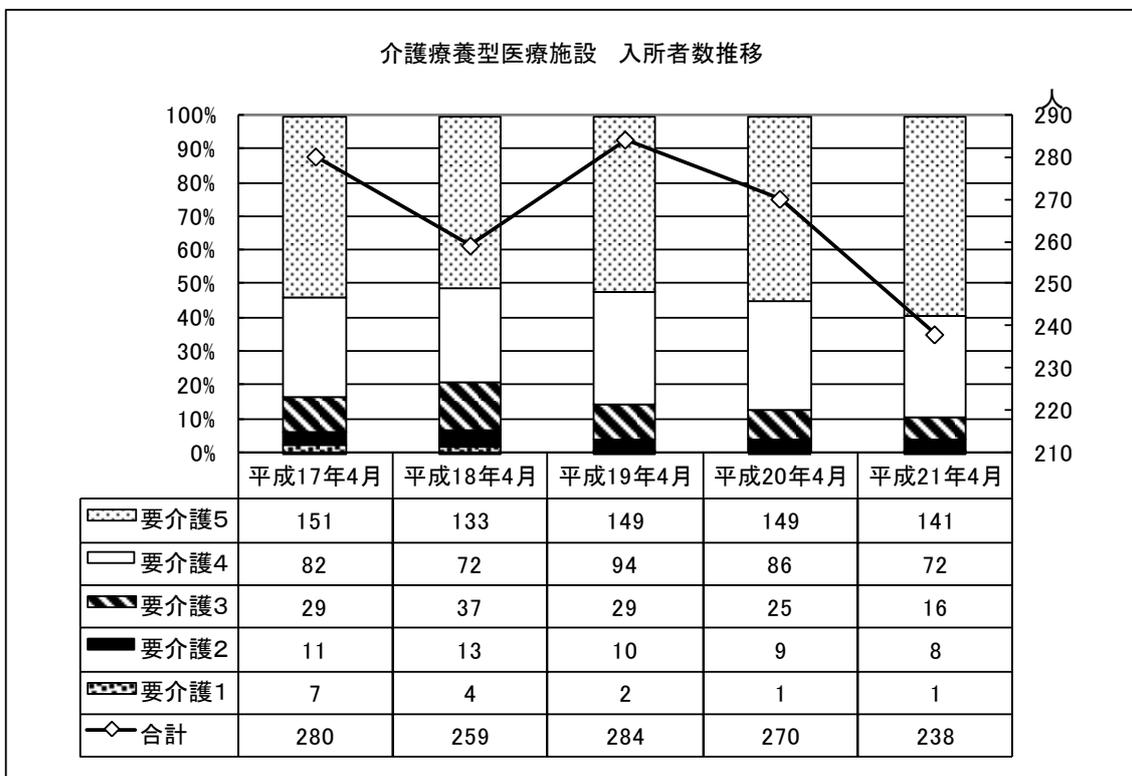
グラフ27 介護保険施設の施設別・介護度別の入所状況（各年4月実績）



※ 平成18年に要支援が1名、平成19年に要支援2が4名、平成20年に要支援1が1名と要支援2が2名いる。グラフの項目には表示していないが、合計数には含まれている。



※ 平成19年に要支援2が1名いる。グラフの項目には表示していないが、合計数には含まれている。



4-2 居宅サービス

(1) 給付の状況

居宅サービスの月平均利用者数の推移は、表28のとおりである。

新予防給付制度が開始された平成18年度以降、訪問介護及び訪問入浴介護については減少傾向にあり、その他のサービスについては、横ばい状態もしくは増加傾向にある。

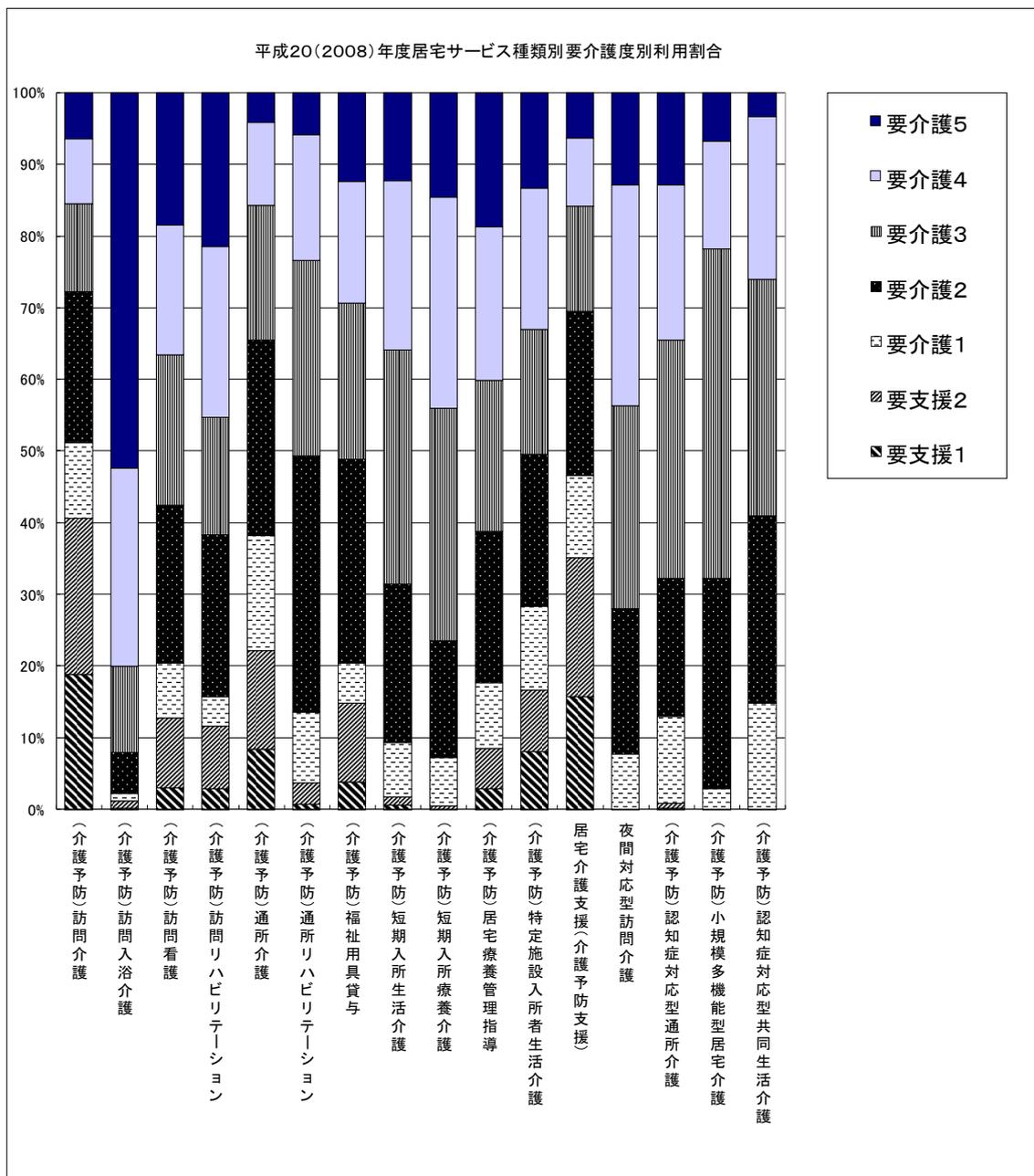
表28 居宅サービス月平均利用者数 (単位：人)

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
(介護予防)訪問介護	4,587	4,319	4,208
(介護予防)訪問入浴介護	338	335	309
(介護予防)訪問看護	916	944	957
(介護予防)訪問リハビリテーション	85	134	146
(介護予防)通所介護	1,621	1,842	1,979
(介護予防)通所リハビリテーション	196	241	289
(介護予防)福祉用具貸与	2,842	2,647	2,814
(介護予防)短期入所生活介護	322	332	378
(介護予防)短期入所療養介護	54	53	55
(介護予防)居宅療養管理指導	1,083	1,193	1,375
(介護予防)特定施設入居者生活介護	438	594	706
居宅介護支援(介護予防支援)	6,108	5,968	6,045
夜間対応型訪問介護	0	3	36
(介護予防)認知症対応型通所介護	261	290	294
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	0	7	11
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	113	113	136

※上記は各区分における介護サービス及び介護予防サービスの合計値である。

平成20年度中の要介護度別の居宅サービス利用割合は、グラフ29のとおりである。

グラフ29 居宅サービス利用割合



これらの居宅サービスについて、利用者一人あたりの月平均利用回数及び給付額は表30のとおりである。

表30 月平均利用回数及び給付額

区 分	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	平均 利用回数	平均 給付額 (千円)	平均 利用回数	平均 給付額 (千円)	平均 利用回数	平均 給付額 (千円)	平均 利用回数	平均 給付額 (千円)
訪問介護 (回)	10.8	58	11.6	55	11.4	51	11.0	48
訪問入浴介護 (回)	4.0	51	4.3	51	4.3	52	4.5	53
訪問看護 (回)	4.4	35	4.9	35	4.4	34	4.7	35
訪問リハビリテーション (日)	3.1	17	3.9	19	4.1	21	4.4	21
通所介護 (回)	6.9	68	7.3	61	7.3	61	7.3	60
通所リハビリテーション (回)	5.1	48	5.9	51	5.6	51	6.0	56
短期入所 生活介護 (日)	7.7	89	7.8	78	7.7	79	8.0	80

(2) 特定福祉用具販売費支給・住宅改修費支給

居宅サービスのうち、特定福祉用具販売費支給及び住宅改修費支給の2つのサービスについては、他のサービス利用と異なり、区に直接申請を行い、支給限度額（特定福祉用具販売費は毎年4月から翌年3月までの1年ごとに10万円、住宅改修は住宅ごとに20万円（要介護度が3ランク以上上がった場合は再度支給限度額まで利用できる））の範囲で費用の9割分の償還払いを受けるサービスである。

これらのサービスの利用状況は、表31及び表32のとおりである。

表31 特定福祉用具販売費支給対象 (単位：件)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
腰掛便座	444	377	347	358
特殊尿器	4	3	2	3
入浴補助用具	1,083	968	993	1,005
簡易浴槽	0	0	2	0
移動用リフトのつり具	5	1	0	2
計	1,536	1,349	1,344	1,368

表 3 2 住宅改修費支給対象

(単位：件)

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
手すりの取り付け	846	775	718	617
床段差の解消	236	174	140	118
床材の変更	18	26	9	10
扉の取替え	100	62	30	31
便器の取替え	48	30	24	26
計	1,248	1,067	921	802

(3) 特別給付の状況

中野区では、第 1 号被保険者の保険料を財源とする特別給付事業として、短期入所（ショートステイ）サービス利用時の送迎費用を支給する移送サービスを実施している。移送サービスの利用状況は、表 3 3 のとおりである。

表 3 3 移送サービス施設所在地別利用件数

(単位：件、%)

区 分		ショートステイ (短期入所) 利用		うち特別給付利用	
		件数	構成比	件数	構成比
平成 17 年度	区内施設	2,312	53.1	50	19.7
	22 区内施設	1,483	34.1	189	74.4
	その他施設	558	12.8	15	5.9
	計	4,353	100.0	254	100.0
平成 18 年度	区内施設	2,388	49.8	13	7.8
	22 区内施設	1,579	32.9	140	83.3
	その他施設	826	17.2	15	8.9
	計	4,793	100.0	168	100.0
平成 19 年度	区内施設	2,442	49.9	15	8.2
	22 区内施設	1,492	30.5	133	72.2
	その他施設	960	19.6	36	19.6
	計	4,894	100.0	184	100.0
平成 20 年度	区内施設	3,385	59.6	19	12.0
	22 区内施設	1,345	23.7	112	70.9
	その他施設	952	16.8	27	17.1
	計	5,682	100.0	158	100.0

また、平成18年度から訪問理美容サービスと寝具乾燥サービスを特別給付として実施している。利用状況は表34のとおりである。

なお、この2サービスは平成17年度まで、区の高齢者福祉サービスとして実施してきたが、第3期介護保険事業計画に基づき特別給付事業としての実施に移行した。

表34 移訪問理美容・寝具乾燥サービス利用延べ件数 (単位：件)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
訪問理美容サービス	143	164	145
寝具乾燥サービス	52	46	48

5 保険給付費の内訳

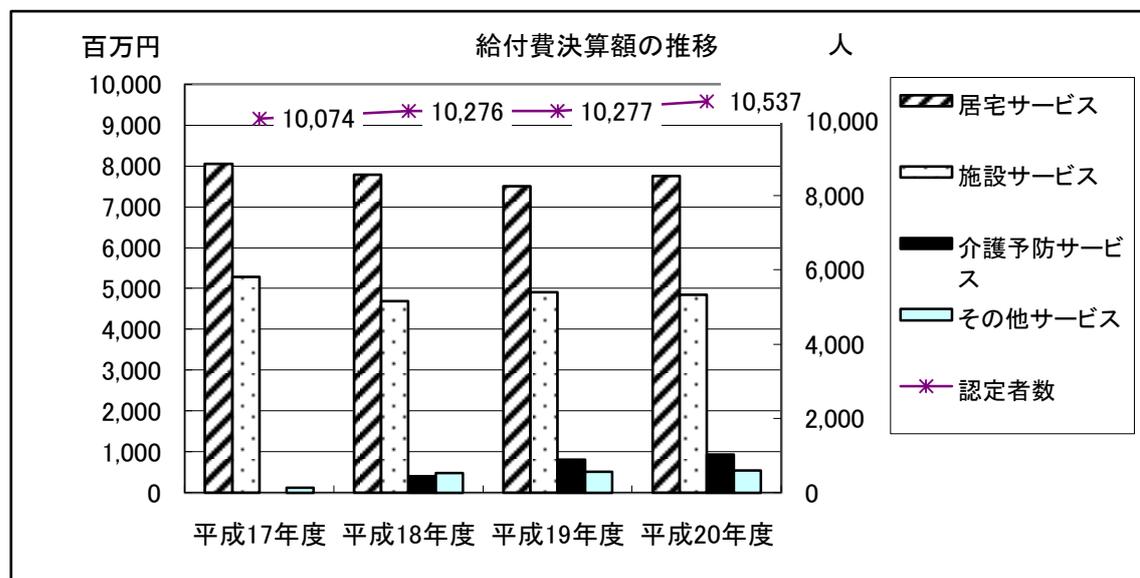
保険給付費は要介護等認定者の介護サービス利用に伴って介護保険特別会計から事業者を支払われる。過去3年間の保険給付費の状況及び推移は表35及びグラフ36のとおりである。

表35 給付費の状況 (単位：件、千円、%)

区 分	平成18年度				平成19年度				平成20年度				
	件数		決算額		件数		決算額		件数		決算額		
	件数	伸率	決算額	伸率	件数	伸率	決算額	伸率	件数	伸率	決算額	伸率	
居宅サービス	訪問介護	50,124	-20.2	2,828,843	-14.6	36,896	-26.4	2,262,775	-20.0	34,310	-7.0	2,059,419	-9.0
	訪問入浴介護	4,043	0.8	206,152	0.3	3,983	-1.5	206,670	0.3	3,678	-7.7	196,113	-5.1
	訪問看護	10,752	0.3	369,080	0.7	10,235	-4.8	355,948	-3.6	10,239	0.0	363,289	2.1
	訪問リハビリテーション	951	13.3	17,936	22.5	1,455	53.0	31,501	75.6	1,550	6.5	33,716	7.0
	通所介護	19,355	-14.9	1,117,348	-19.7	19,621	1.4	1,195,306	7.0	20,404	4.0	1,243,663	4.0
	通所リハビリテーション	2,379	3.8	116,513	6.3	2,841	19.4	142,883	22.6	3,379	18.9	187,774	31.4
	福祉用具貸与	35,953	-14.2	499,693	-12.2	31,726	-11.8	447,991	-10.3	31,747	0.1	463,008	3.4
	短期入所	4,720	8.3	305,271	1.3	4,816	2.0	314,055	2.9	5,508	14.4	357,834	13.9
	居宅療養管理指導	15,137	8.6	106,928	7.2	16,464	8.8	117,715	10.1	19,596	19.0	148,916	26.5
	小規模多機能型居宅介護					79	-	16,583	-	133	68.4	27,273	64.5
	夜間対応型訪問介護					30	-	761	-	435	1,350.0	12,833	1,586.3
	認知症対応型通所介護	0	-	290,074	-	3,566	-	340,179	17.3	3,569	0.1	330,738	-2.8
	認知症対応型共同生活介護	1,359	9.5	328,806	10.1	1,359	0.0	334,469	1.7	1,626	19.6	400,565	19.8
	特定施設入居者生活介護	4,907	25.9	903,631	27.5	6,087	24.0	1,153,138	27.6	7,060	16.0	1,350,631	17.1
	居宅介護サービス計画費	60,776	-18.6	696,123	2.7	48,201	-20.7	579,430	-16.8	47,052	-2.4	575,994	-0.6
	計			7,786,399	-3.3			7,499,404	-3.7			7,751,766	3.4
施設サービス	介護老人福祉施設	9,573	-0.6	2,330,834	-1.2	10,214	6.7	2,465,487	5.8	10,727	5.0	2,599,327	5.4
	介護老人保健施設	4,861	3.1	1,173,053	2.2	5,084	4.6	1,228,972	4.8	4,781	-6.0	1,161,533	-5.5
	緊急時施設療養費	1	-	1	-	0	-	0	-	0	-	0	-
	介護療養型医療施設	3,322	0.8	1,098,591	0.0	3,369	1.4	1,126,608	2.6	2,991	-11.2	1,003,490	-10.9
	特定診療費	3,321	-0.6	80,987	31.2	3,339	0.5	84,369	4.2	2,968	-11.1	75,259	-10.8
	食事費用額	11	-99.9	434	-99.9	0	-	0	-	0	-	0	-
	計			4,683,899	-8.7			4,905,436	4.7			4,839,609	-1.3
その他サービス	特定福祉用具販売	1,094	-12.1	30,557	-13.7	1,114	1.8	30,161	-1.3	1,121	0.6	31,009	2.8
	住宅改修	854	-9.8	85,140	-10.9	794	-7.0	80,487	-5.5	802	1.0	81,423	1.2
	特定入所者介護サービス費	13,248	137.9	373,865	140.7	13,799	4.2	404,665	8.2	14,337	3.9	430,158	6.3
	特別給付	363	42.9	1,023	15.7	394	8.5	1,326	29.6	330	-16.2	1,446	9.0
計			490,585	70.9			516,639	5.3			544,036	5.3	
介護予防サービス	介護予防訪問介護	10,669	-	201,037	-	19,697	84.6	368,106	83.1	20,601	4.6	380,142	3.3
	介護予防訪問入浴介護	13	-	406	-	42	223.1	1,475	263.6	47	11.9	1,675	13.6
	介護予防訪問看護	499	-	12,221	-	1,298	160.1	32,535	166.2	1,471	13.3	37,763	16.1
	介護予防訪問リハビリテーション	68	-	1,054	-	160	135.3	2,796	165.3	204	27.5	3,875	38.6
	介護予防通所介護	1,976	-	70,471	-	4,341	119.7	156,062	121.5	5,291	21.9	187,889	20.4
	介護予防通所リハビリテーション	59	-	2,349	-	84	42.4	3,655	55.6	133	58.3	5,706	56.1
	介護予防福祉用具貸与	1,883	-	15,872	-	3,599	91.1	25,883	63.1	5,279	46.7	42,597	64.6
	介護予防短期入所	41	-	1,204	-	65	58.5	2,128	76.7	88	35.4	2,779	30.6
	介護予防居宅療養管理指導	567	-	4,006	-	1,327	134.0	9,323	132.7	1,829	37.8	13,784	47.8
	介護予防特定施設入居者生活介護	362	-	37,031	-	1,054	191.2	104,056	181.0	1,419	34.6	140,187	34.7
	介護予防認知症対応型通所介護	28	-	1,539	-	39	39.3	2,144	39.3	34	-12.8	2,093	-2.4
	介護予防認知症対応型共同生活介護	1	-	249	-	0	-	0	-	0	-	0	-
	介護予防サービス計画費	12,525	-	63,372	-	23,418	87.0	103,355	63.1	25,482	8.8	111,778	8.1
計			410,812				811,518				930,268		
合計			13,371,696	-0.7			13,732,997	2.7			14,065,679	2.4	

※高額介護サービス費は事業者ではなく利用者に支給されるため、ここでは除外している。

グラフ36 給付費決算額の推移



※ 平成17年度まで介護予防サービスは居宅サービスに含まれている。

平成17年度から平成20年度の利用者一人当たり給付費の概算は表37のとおりである。介護サービスのうち、居住系サービス（認知症対応型共同生活介護（グループホーム）・特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等））については、利用者数、サービス費とも大きな伸びが続いている。

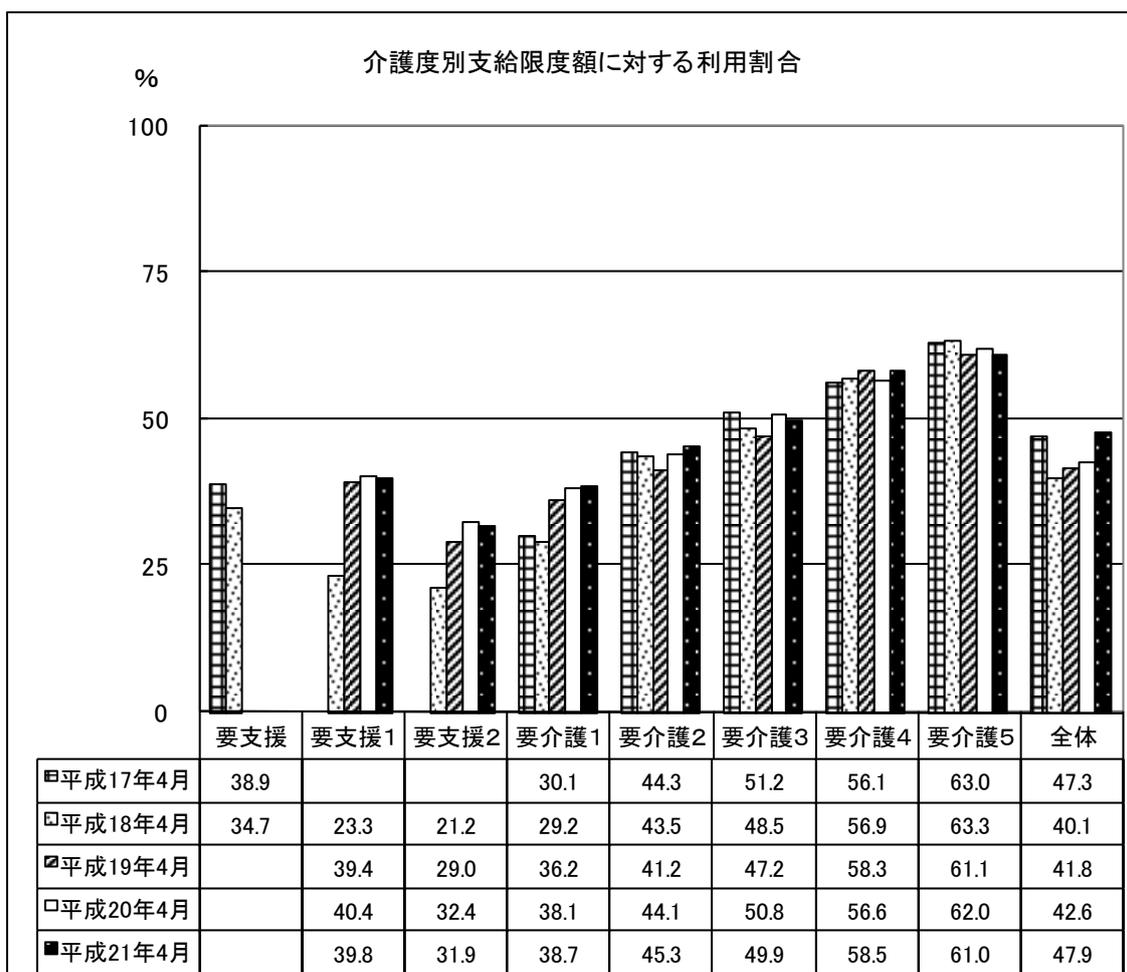
表37 利用者一人当たり給付費概算 (単位: 千円、人、%)

区分		平成17年度	平成18年度 (伸率)	平成19年度 (伸率)	平成20年度 (伸率)
居宅介護	居宅サービス費 (居住系を除く)	7,046,211	6,553,962 -7.0	6,011,797 -8.3	6,000,570 -0.2
	利用者数	74,650	60,776 -18.6	48,201 -20.7	47,052 -2.4
	一人当たり給付費概算 (月額)	94	108 14.9	125 15.7	128 2.4
	居住系サービス費	1,007,262	1,232,437 22.4	1,487,607 20.7	1,751,196 17.7
	利用者数	5,140	6,266 21.9	7,446 18.8	8,686 16.7
	一人当たり給付費概算 (月額)	196	197 0.5	200 1.5	202 1.0
施設	施設サービス費	5,130,703	4,683,899 -8.7	4,905,436 4.7	4,839,609 -1.3
	利用者数	17,644	17,756 0.6	18,667 5.1	18,499 -0.9
	一人当たり給付費概算 (月額)	291	264 -9.3	263 -0.4	262 -0.4
介護予防	介護予防サービス費		410,812	811,518 97.5	930,268 14.6
	利用者数		12,525	23,418 87.0	25,482 8.8
	一人当たり給付費概算 (月額)		33	35 6.1	37 5.7

支給限度額に対する利用額の割合（グラフ38）を見ると、要介護1以上は、おおむね要介護度が高くなるにつれて、利用割合が高くなっている。

経年比較では、全体の利用割合は平成18年4月以降平成21年4月まで増加傾向にあるが、要介護度別にみると、要支援1及び2、要介護3、要介護5の平成21年4月の利用割合は前年に比べ若干低下している。

グラフ38 介護度別支給限度額に対する利用割合（各年4月実績）



（単位：円）

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
支給限度額のめやす	51,800	108,000	176,000	206,000	283,000	318,000	379,000
平成21年4月平均 利用額	20,634	34,437	68,100	93,406	141,231	186,023	231,187

6 地域支援事業の実施状況

平成 18 年度から、65 歳以上の高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、「介護予防事業」「包括的支援事業」「任意事業」からなる地域支援事業を実施している。

6-1 介護予防事業

(1) 介護予防特定高齢者事業

① 高齢者把握事業

要介護認定されていない 65 歳以上の高齢者のうち、介護予防基本チェックリストや医療機関での生活機能評価を経て、今後要介護状態等になるおそれが高い虚弱な状態にあると認められる高齢者（特定高齢者）を把握するために実施している。

特定高齢者は、地域包括支援センターで個別の介護予防プランを作成し、介護予防事業に参加する。

【介護予防プラン作成実績】

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
プラン作成人数	101 人	108 人	71 人

②運動器の機能向上事業

特定高齢者に対して運動器の機能向上を目的とし、区内高齢者施設で実施している。

【実施状況】

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
参加延べ人数	2,056 人	900 人	498 人

※平成 18 年度実績は「筋力向上トレーニング 教室」と「転倒予防教室」の合計。

※平成 19 年度以降の実績は「転倒予防教室」のみの数値。

③栄養改善事業

低栄養状態にある特定高齢者の早期発見と「食」を通じた低栄養状態の改善並びに個々の食生活の確立を目的として区内事業者施設で実施している。

【実施状況】

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
実施会場数	4 会場	2 会場	1 会場
参加延べ人数	348 人	60 人	38 人

※平成 18 年度は、介護予防一般高齢者事業（食生活改善事業）と同時開催。

④口腔機能向上事業

口腔清潔自立の習慣化、咀嚼・嚥下機能減退の早期発見・早期対応を目的として区内事業者施設で実施している。

【実施状況】

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
実施会場数	—	2 会場	1 会場
参加延べ人数	—	72 人	52 人

⑤閉じこもり予防等訪問事業

認知症、うつ、閉じこもり状態の特定高齢者の早期発見及び改善を目的として、相談・面接・訪問事業を実施している。

【実施状況】

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
参加者数	5 人	19 人	8 人
訪問回数	23 回	73 回	38 回

(2) 介護予防一般高齢者事業

①介護予防普及啓発事業

ア. 運動器の機能向上事業

一般高齢者に対して運動器の機能向上を目的とし、区内高齢者施設及び体育館で実施している。

【実施状況】

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
実施会場数	—	10 会場	8 会場
参加延べ人数	—	1,464 人	861 人

※平成 18 年度は介護予防特定高齢者事業と同時開催。

※平成 19 年度実績は「体カづくり教室」と「筋力アップ教室」の合計。

※平成 20 年度実績は「体カづくり教室」と「体カづくり体験教室」の合計。

イ. 食生活改善事業

低栄養状態にある一般高齢者の早期発見と「食」を通じた低栄養状態の改善並びに個々の食生活の確立を目的として区内事業者施設で実施している。

【実施状況】

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
実施会場数	—	2 会場	2 会場
参加延べ人数	—	280 人	106 人

※平成 18 年度は介護予防特定高齢者事業と同時開催。

ウ. 介護予防普及啓発講演会

介護予防の必要性を多くの区民に周知し、認識の向上を図るために、区内全域対象の講演会を実施している。

【実施状況】

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
実施会場数	9 回	1 回	2 回
参加延べ人数	223 人	85 人	455 人

エ. うつ予防普及啓発事業

脳トレーニングのためのドリルやレクレーションを通じて、人との交流をはかり、脳に刺激を与え、意欲を引き出すようなアプローチ事業を実施している。

【実施状況】

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
実施会場数	—	1 会場	1 会場
参加延べ人数	—	60 人	158 人

オ. 介護予防総合講座

介護予防の基本となる運動・栄養・口腔・認知症等のテーマと心の問題などを組み合わせた、あるいは集中させたプログラムにより健康づくり、介護予防、社会参加を促す講座を実施している。

【開催状況】

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
会場数	—	5 会場	4 会場
参加延べ人数	—	971 人	720 人

カ. 認知症サポート講座

地域全体で認知症高齢者を支えていく仕組みづくりを構築するために、認知症に対する知識や対応方法、権利擁護などについて、認知症を抱える家族等を支える区民やその他一般高齢者への普及啓発の講座を実施している。

【開催状況】

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
回数	8 回（4 会場）	8 回（4 会場）	8 回（2 会場）
参加延べ人数	204 人	141 人	135 人

キ. 介護保険・高齢者保健福祉の手引き（「銀のしおり」）の発行

高齢者福祉サービスを多くの方に周知し、効果的な利用の促進を図るために 2 種類（充実版、保存版）の手引きを作成した。保存版は平成 20 年度内に 65 歳になる区民のいる世帯に郵送し、充実版は関係機関向けに配布している。

【発行実績】

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
保存版	48,000 部	5,000 部	5,000 部（※）
充実版	6,000 部	5,000 部	5,000 部（※）

※平成 20 年度は一般会計からの支出による事業として実施。

②健康・生きがいづくり事業

一般高齢者を対象に介護予防につながる運動や講座を受ける機会を設けるとともに、意欲のある方を介護予防の担い手として育成することを目的として高齢者施設で実施した。

【実施状況】

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
事業の種類	63 種類	90 種類	88 種類
実施回数	876 回	1,197 回	1,463 回
参加延べ人数	14,376 人	19,779 人	23,332 人

6-2 包括的支援事業及び任意事業

(1) 地域包括支援センターの運営

①地域包括支援センター

平成 18 年 4 月の介護保険制度の改正にともない、地域の高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉等の向上、生活の安定のために必要な援助、支援等を包括的に行う中核機関として地域包括支援センターを設置した。4 つの生活圏域（保健福祉センター圏域）ごとにそれぞれ 2 か所、計 8 か所あり、保健師（又は看護師）、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職員が、地域の高齢者に関する総合的な相談を受付ける。

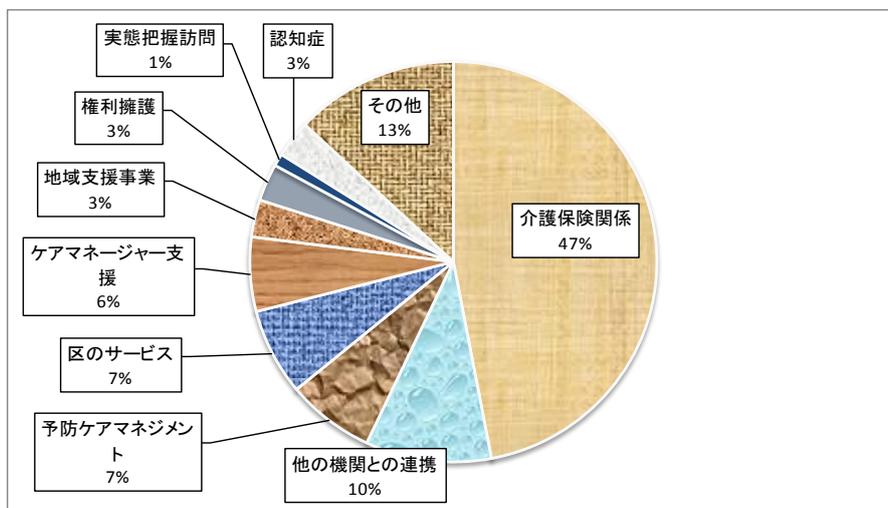
ア. 運営方法 社会福祉法人に委託。ただし中野地域包括支援センターは平成 20 年度末まで区が直接運営。

- イ. 窓口開設時間 月～金曜日 午前9時～午後7時
 土曜日 午前9時～午後5時
 日曜日・祝日・年末年始は休業。緊急の場合は、時間外や休業日も電話で対応。
- ウ. 主な業務内容 総合相談・支援、介護予防マネジメント、権利擁護や虐待防止の相談支援、包括的・継続的マネジメント
- エ. 担当区域及び相談件数は、表39のとおりで、相談内容内訳はグラフ40のとおりである。

表39 担当区域及び相談件数 (平成20年度実績 単位：延べ件数)

名称	担当区域	相談件数
南中野	南台全域/弥生町3～6丁目と1, 2丁目(一部)	3,908
本町	弥生町1, 2丁目(一部)/本町5, 6丁目と1～4丁目(一部)/中央3～5丁目(一部)	4,894
東中野	本町1～4丁目(一部)/中央1, 2丁目と3丁目(一部)/東中野1, 2, 4, 5丁目/中野1丁目(一部)	3,057
中野	中央3～5丁目(一部)/東中野3丁目/中野2, 3, 6丁目と1, 4, 5丁目(一部)/上高田全域/新井1丁目(一部)	6,766
中野北	中野4, 5丁目(一部)/新井2～5丁目と1丁目(一部)/松が丘全域/江原町全域/江古田1丁目(一部)/野方2丁目と1丁目(一部)/大和町1, 2丁目(一部)	3,234
江古田	沼袋全域/江古田2～4丁目と1丁目(一部)/丸山1丁目と2丁目(一部)/野方3, 4丁目と5, 6丁目(一部)/若宮1丁目(一部)	5,823
鷺宮	野方1, 5丁目(一部)/大和町3, 4丁目と1, 2丁目(一部)/若宮2, 3丁目と1丁目(一部)/白鷺1丁目	3,064
上鷺宮	丸山2丁目(一部)/野方6丁目(一部)/白鷺2, 3丁目/鷺宮全域/上鷺宮全域	4,274
合計		35,020

グラフ40 相談内容別内訳



②地域包括支援センター運営協議会

介護保険法第115条の39の規定に基づき、中野区の地域包括支援センターの公正及び中立性の確保、その他地域包括支援センターの円滑かつ適正な運営を図るため、中野区地域包括支援センター運営協議会を平成17年11月に設置した。

ア. 運営協議会の協議事項

運営協議会は、中野区地域包括支援センター運営協議会設置要綱の規定に基づき次の事項を協議する。

- ・地域包括支援センターの設置に関すること
- ・地域包括支援センターの運営の評価に関すること
- ・多機関ネットワークの構築に関すること
- ・地域包括支援センターへの人材等の支援に関すること
- ・その他、地域包括支援センターの運営に関すること。

イ. 委員構成及び任期

委員の定数は15人以内で、委員任期は2年。平成20年9月現在、学識経験者2名、区内関係団体代表10名、被保険者代表3名で構成されている（平成22年1月まで）。

③中野地域包括支援センター総合相談事業等

平成20年度における中野地域包括支援センターの総合相談取り扱い件数と介護予防プラン作成件数は表41から表43のとおりである。なお、中野地域包括支援センターは平成21年4月から民間委託により運営されている。

表41 総合相談取扱件数（延べ）（単位：件）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
501	453	691	480	481	507	601	578	613	596	623	642	6,766

表42 介護予防プラン（要支援1・2）作成件数（延べ）（単位：件）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
388	393	397	394	411	399	408	414	407	404	395	395	4,805

* 作成実数 400件（人）

表43 介護予防プラン（特定高齢者）作成件数（単位：件）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
—	—	—	—	1	1	5	4	1	—	—	—	12

(2)任意事業

①高齢者成年後見制度利用支援

認知症高齢者等判断能力が不十分な人を保護する成年後見制度において申立人がいない場合に、区長が家庭裁判所に対し、後見人等審判請求を行う。

【実施状況】

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
申立件数	9 件	20 件	28 件

なお、本人が低所得者のために、後見人報酬を支払うことができない場合には、家庭裁判所の審判内容に従い、当該報酬の一部を補助する制度がある。

②権利擁護事業

成年後見制度の普及、促進のため、後見人を申立てる必要がある専門的な相談について、弁護士、司法書士等による相談会を実施している(平成 16 年度より中野区社会福祉協議会に事業委託)。

【実施状況】

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
成年後見相談会	19 回	19 回	21 回
出張説明会等	21 回	23 回	24 回

③給付確認（介護費用適正化緊急対策事業）

介護サービス提供事業者からのサービス費用請求内容を記載した通知を、サービス利用者に送付し、内容の確認を行うことにより給付適正化を図っている。

通知対象者：居宅サービス利用者

通知内容：サービス利用年月、サービス提供事業者名、サービス種類、日数、サービス費用額、利用者負担額

【実績】

発送時期	通知対象	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
7 月	1～3月サービス利用分	6,292 件	6,095 件	6,160 件
1 月	7～9月サービス利用分	6,211 件	6,329 件	6,272 件

④住宅改修理由書作成助成

居宅介護サービスを利用しておらず、ケアマネジャーと契約していない要介護等認定者が住宅改修を行う場合、住宅改修費請求に必要な理由書を専門知識を有するケアマネジャー等に作成してもらう際に要する費用の一部を助成する。

【助成実績】

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
助成件数	96 件	104 件	99 件

⑤家族介護教室

認知症高齢者等、介護の必要な方を抱える家族を対象に、介護方法を学び家族間の交流を図ることを目的として実施している。

【実施状況】

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
実施回数	20 回（4 会場）	24 回（4 会場）	24 回（4 会場）
参加延べ人数	186 人	251 人	259 人

⑥徘徊高齢者探索サービス

認知症による徘徊行動のある高齢者を在宅で介護する方に対し、GPSを利用した探索システムで徘徊時の位置情報を提供することにより、徘徊高齢者の早期発見と安全の確保を図り、介護者の精神的・経済的負担の軽減を図るために実施している。

【実施状況】

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
実人員	25 人	33 人	40 人
利用者延べ人数	240 人	273 人	279 人

⑦紙おむつサービス

65 歳以上の高齢者（平成 18 年度からは要介護 1 以上の方）に対して、紙おむつを月に 1 回支給している。

【事業実績】

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
月平均利用者数	1,043 人	1,102 人	1,168 人
延べ利用者数	12,508 人	13,222 人	14,009 人

⑧ふれあい食事サービス

地域社会との交流が少なく、栄養改善及び見守りが必要な要支援または虚弱な 65 歳以上の高齢者に昼食を提供することにより健康保持と孤立化防止を図るため、ふれあい食事サービスを実施している。

【サービス実績】

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
月平均実利用者数	220 人	161 人	158 人
延べ配食数	3,581 食	7,199 食	7,144 食

平成 18・19 年度は任意事業として実施し、平成 20 年度は交付金の対象として実施。

⑨緊急一時宿泊事業

介護者の急病、火事などの災害、家族からの虐待などにより在宅生活が困難な、おおむね 65 歳以上の高齢者に対し緊急時の一時宿泊事業(原則 6 泊 7 日)を実施している。

【事業実績】

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
延べ利用日数	248 日	388 日	257 日
延べ利用者数	38 人	54 人	36 人

⑩介護サービス事業者育成支援

介護サービス事業者の質の向上、適正なサービス提供の支援を目的とし、介護サービス事業者への研修を実施した。

※研修の詳細は 52 ページの ①介護サービス事業者への支援 イ. ウ. エ. 及び 53 ページの ②ケアマネジャー支援 ア. を参照。

【介護サービス事業者等研修会実施状況】

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
実施回数	15 回	9 回	9 回
参加事業所数	849 事業所	669 事業所	680 事業所
参加人員	1,035 人	729 人	858 人

7 介護保険料

(1) 保険料

① 第1号被保険者と第2号被保険者の保険料の取り扱い

介護保険の被保険者は、中野区に住所を有する65歳以上の第1号被保険者と、40歳以上65歳未満の医療保険に加入している第2号被保険者に区分され、徴収方法において取り扱いが異なる。第1号被保険者の保険料は保険者である中野区が賦課・徴収し、第2号被保険者の保険料は加入している医療保険の保険者が医療保険の保険料と併せて徴収している。

② 第1号被保険者の保険料

区が徴収する第1号被保険者の保険料は、3年を1期とする介護保険事業運営期間ごとに、被保険者数や介護保険事業に要する経費等から勘案して基準額を設定し、負担能力に応じた負担を求める視点から住民税課税状況や所得に応じた保険料率を設定することにより決まる。

平成15年度からの保険料の経緯はおおむね次のとおりである。

ア 平成15年度から平成17年度（第2期介護保険事業計画開始年度）

年間収入に占める保険料の負担割合が第4・第5段階に比べ第1・第2段階の方が大きい状況を緩和するため、段階を6段階に増やし、各段階の料率の変更を行った。（保険料の基準額（年額）は40,800円。）

イ 平成18年度から平成20年度（第3期介護保険事業計画開始年度）

制度改正により第2段階の細分化と第8段階の新設を行うことでより応能的な負担を求めることとし、同時に平成17年税制改正に伴う激変緩和措置を平成20年度までの3年間に限りとることとした。（保険料の基準額（年額）は48,600円。）

ウ 平成21年度

主に以下の3点の考え方にに基づき保険料を改定した。

- i より負担能力に応じた保険料とするため、保険料段階区分を12段階へ変更した。
- ii 介護報酬増額改定に伴う保険料増額への影響を軽減するため、介護従事者処遇改善臨時特例交付金を活用した。
- iii 経済状況等を勘案し、保険料増額への影響を軽減するため、これまでの保険料の貯金にあたる「介護給付費準備基金」を活用した。

第3期計画期間と第4期計画期間との保険料改定の比較は表4-4のとおりである。

表4-4 保険料改定の比較

【第3期計画期間の保険料】				【第4期計画期間の保険料】						
保険料段階		料率	年額	月額	保険料段階		料率	年額	月額	
第1段階		0.50	24,300	2,025	第1段階		0.50	24,400	2,033	
第2段階		0.60	29,100	2,430	第2段階		0.55	26,800	2,233	
第3段階		0.75	36,400	3,038	第3段階		0.70	34,200	2,850	
第4段階		1.00	48,600	4,050	特例 第4段階	80万以下	0.85	41,500	3,458	
	激変緩和	第1段階からの移行者	0.83	40,300		3,362	第4段階	80万を超える	0.95	46,400
		第2段階からの移行者	0.86	41,700	3,483					
	第3段階からの移行者	0.91	44,200	3,686						
第5段階	200万未満	1.25	60,700	5,063	第5段階	125万未満	1.01	49,300	4,108	
第6段階	激変緩和	第1段階からの移行者	1.00	48,600	4,050	第6段階	150万未満	1.10	53,700	4,475
		第2段階からの移行者	1.03	50,000	4,172	第7段階	200万未満	1.20	58,600	4,883
		第3段階からの移行者	1.08	52,400	4,374					
		第4段階からの移行者	1.16	56,300	4,698					
第6段階	500万未満	1.50	72,900	6,075	第8段階	350万未満	1.40	68,400	5,700	
第7段階	800万未満	1.75	85,000	7,088	第9段階	500万未満	1.55	75,700	6,308	
第8段階	800万以上	2.00	97,200	8,100	第10段階	700万未満	1.85	90,400	7,533	
					第11段階	1000万未満	2.15	105,100	8,758	
					第12段階	1000万以上	2.35	114,900	9,575	

第4期介護保険計画期間における所得段階別保険料は表45のとおりである。

表45 第4期計画期間における所得段階別保険料（年額）

区 分		料率	保険料年額
第1段階	本人が生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者または本人が老齢福祉年金受給者で、世帯全員が特別区民税非課税	0.50	24,400
第2段階	世帯全員が特別区民税非課税で、本人の公的年金等の収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.55	26,800
第3段階	世帯全員が特別区民税非課税で、本人の公的年金等の収入額と合計所得金額の合計が80万円を超えている	0.70	34,200
特例第4段階	本人が特別区民税非課税で、公的年金等の収入額と合計所得金額の合計が80万円以下で、他の世帯員が特別区民税課税	0.85	41,500
第4段階	本人が特別区民税非課税で、公的年金等の収入額と合計所得金額の合計が80万円を超えていて、他の世帯員が特別区民税課税	0.95	46,400
第5段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が125万円未満	1.01	49,300
第6段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が125万円以上150万円未満	1.10	53,700
第7段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が150万円以上200万円未満	1.20	58,600
第8段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が200万円以上350万円未満	1.40	68,400
第9段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が350万円以上500万円未満	1.55	75,700
第10段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が500万円以上700万円未満	1.85	90,400
第11段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が700万円以上1,000万円未満	2.15	105,100
第12段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上	2.35	114,900

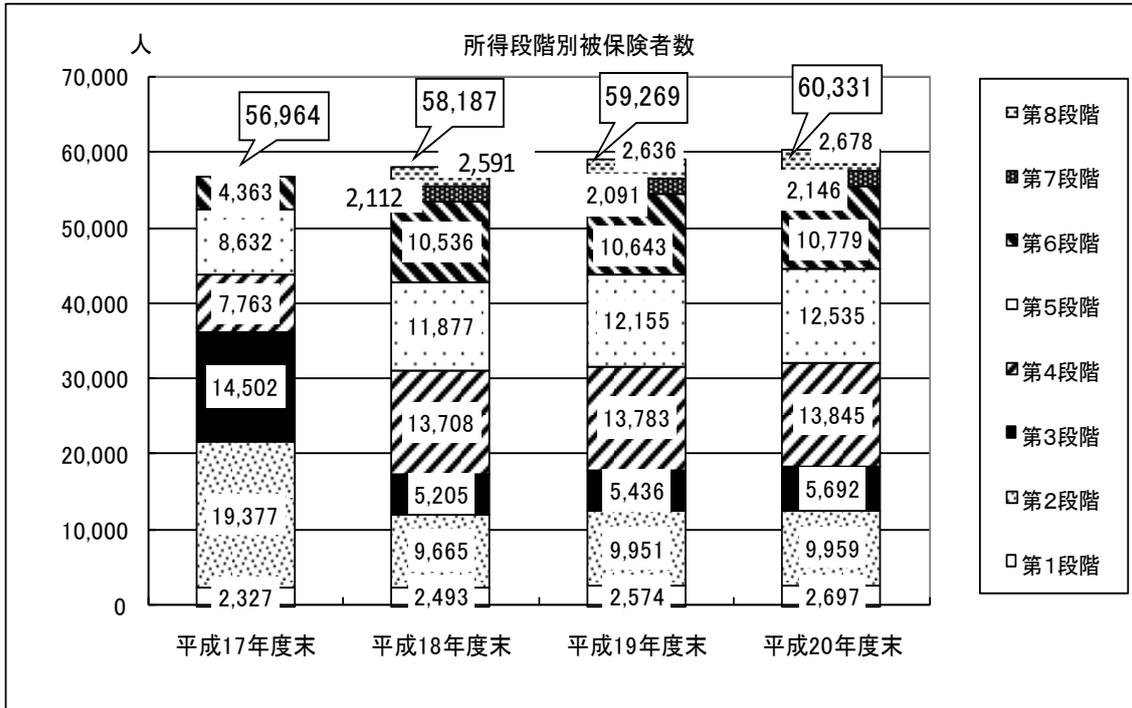
基準額・・・48,900円

※ 表中の「特別区民税」には「市町村民税」を含みます。

（2）第1号被保険者の所得段階別内訳

各年度末現在における第1号被保険者の所得段階別被保険者数は、グラフ46のとおりである。平成18年度から平成20年度までの3年間においては第4段階から第6段階の被保険者の構成比が全体の被保険者数の約6割を占めている。

グラフ46 所得段階別第1号被保険者数



※第1号被保険者の所得段階別被保険者数

平成20年度末日時点で保険料を賦課していた第1号被保険者数(表48における第1号被保険者数においても同じ)。2ページの表2、7ページの表9及び表10における第1号被保険者数とは一致しない。

(3) 第1号被保険者の保険料の減免(介護保険条例第24条第1項該当の一般減免)

震災、風水害、火災等の災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けた時など減免要件に該当し、やむをえない理由があると認める時に適用される。平成20年度の承認件数は、0件であった。

(4) 第1号被保険者の保険料の減額(中野区の独自減額)

生活に困窮し、介護保険料の納付が困難な者に対して、平成15年度から区独自の保険料の減額制度を導入し、平成18年度からは第1段階から第3段階に属している者を対象に実施した。

減額の要件(収入のほか、資産などが一定の条件)に該当した場合に適用される。平成20年度の承認決定状況は、表47のとおりである。

表 4 7 保険料減額承認決定状況

(単位：件、円)

区 分	減額後の保険料	件数	減額調定額
第 1 段階の場合	12,100円 第 1 段階の保険料額 × 1/2	0	0
第 2 段階の場合	14,500 第 2 段階の保険料額 × 1/2	32	458,700
第 3 段階の場合	29,100 第 3 段階の保険料額 → 第 2 段階の保険料額	9	59,000
計		41	517,700

(5) 第 1 号被保険者の徴収方法別収納状況

第 1 号被保険者の保険料は、原則として老齢（退職）年金、遺族年金・障害年金から予め保険料を天引きする方法（特別徴収）により徴収するが、年金の年額が 18 万円未満の者、年度の途中で 65 歳に到達した場合等は、区が送付する納付書又は口座振替により保険料を納付する方法（普通徴収）により徴収する。なお、平成 18 年 7 月より介護保険料のコンビニエンスストアでの収納を開始した。

所得段階別の特別徴収及び普通徴収の状況は、表 4 8 のとおりである。おおむね被保険者全体の 4 / 5 が特別徴収、1 / 5 が普通徴収である。

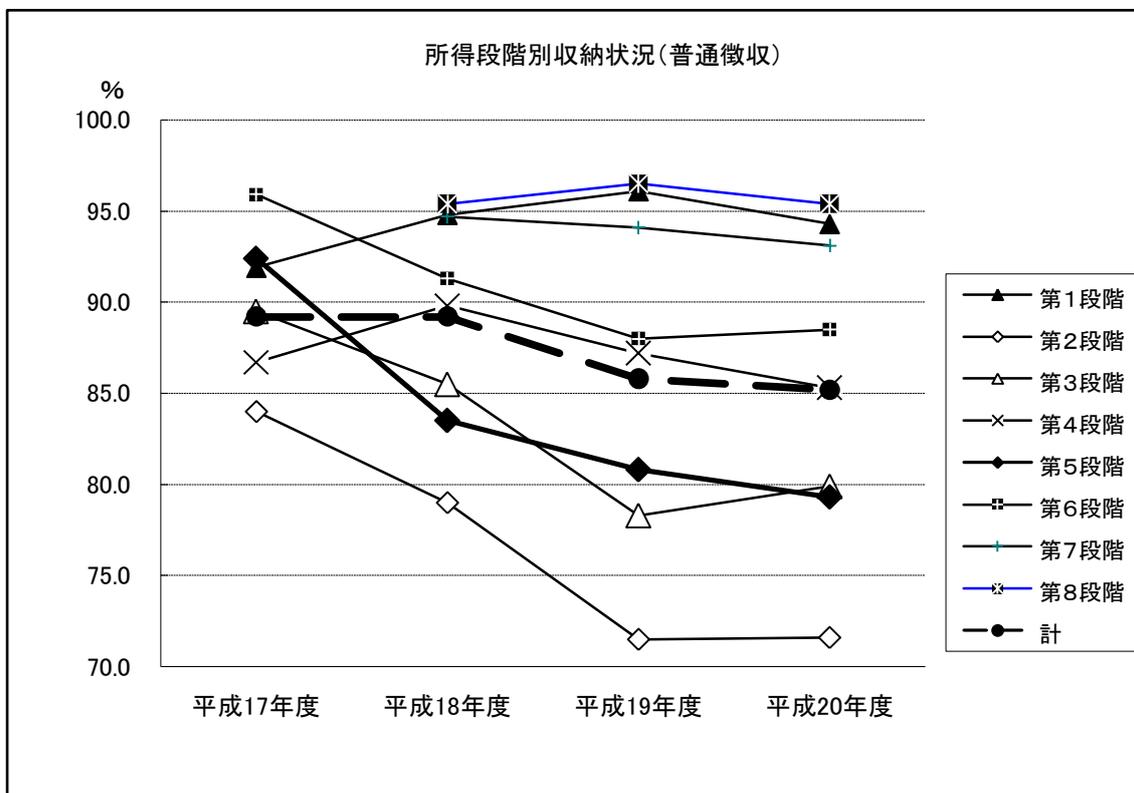
表 4 8 所得段階別特別徴収及び普通徴収の状況

(単位：人)

区分	平成17年度末			平成18年度末			平成19年度末			平成20年度末		
	特別徴収	普通徴収	計									
第 1 段階	648	1,679	2,327	762	1,731	2,493	830	1,744	2,574	853	1,844	2,697
第 2 段階	14,623	4,754	19,377	7,458	2,207	9,665	7,628	2,323	9,951	7,739	2,220	9,959
第 3 段階	11,352	3,150	14,502	4,789	416	5,205	5,024	412	5,436	5,263	429	5,692
第 4 段階	6,230	1,533	7,763	11,192	2,516	13,708	11,468	2,315	13,783	11,603	2,242	13,845
第 5 段階	7,081	1,551	8,632	9,754	2,123	11,877	10,091	2,064	12,155	10,426	2,109	12,535
第 6 段階	3,440	923	4,363	8,994	1,542	10,536	9,151	1,492	10,643	9,208	1,571	10,779
第 7 段階				1,727	385	2,112	1,716	375	2,091	1,775	371	2,146
第 8 段階				2,036	555	2,591	2,062	574	2,636	2,101	577	2,678
合計	43,374	13,590	56,964	46,712	11,475	58,187	47,970	11,299	59,269	48,968	11,363	60,331
比率	76.1	23.9	100.0	80.3	19.7	100.0	80.9	19.1	100.0	81.2	18.8	100.0

普通徴収の所得段階別収納率はグラフ49のとおりである。

グラフ49 所得段階別収納状況（普通徴収）



※収納率には、還付未済額を含まない。

第1号被保険者の介護保険料の収納状況は表50のとおりである。

表50 第1号被保険者保険料収納状況（単位：千円）

区分	平成19年度		平成20年度		比較	
	調定額	収入済額	調定額	収入済額	調定額	収入済額
現年度分特別徴収保険料	2,597,881	2,605,645	2,656,226	2,663,027	58,345	57,382
現年分普通徴収保険料	506,182	435,153	503,747	429,396	△ 2,435	△ 5,757
滞納繰越分普通徴収保険料	118,211	18,624	130,654	17,797	12,443	△ 827
合計	3,222,274	3,059,422	3,290,627	3,110,220	68,353	50,798

※ 収納額は還付未済額を含むため、特別徴収の収入済額は決算数字上は調定額より大きくなる。

8 介護サービス基盤の整備状況

(1) 介護保険施設等の現況（平成21年4月現在）

施設の種別	施設数	定員
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	8施設	630名
介護老人保健施設	1施設	100名
介護療養型医療施設	2施設	195名
短期入所生活介護（ショートステイ）※専用床のみ	7施設	61名
特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホーム）	4施設	221名
特定施設入居者生活介護（ケアハウス）	1施設	60名
通所介護（デイサービス）	30施設	687名

(2) 地域密着型サービス

介護が必要になった高齢者が住み慣れた地域で暮らせることをめざし、平成18年度の介護保険法の改正により創設されたサービスで、地域の特性に応じたサービス提供が行えるよう、事業者の指定等が東京都から区に移行された。

① 地域密着型サービス運営委員会

地域密着型サービス事業者の指定、指定基準・介護報酬の設定について意見を聴くため、中野区地域密着型サービス運営委員会を開催した。

委員の定数は7名、任期は2年。平成21年5月現在、学識経験者1名、区内関係団体代表3名、被保険者代表3名で構成されている。現在、第2期中野区地域密着運営委員会が設置され任期は、平成22年3月までとなっている。平成20年度は3回開催した。

② 整備の現況（平成21年4月現在）

種別	施設数	定員
認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）	6施設	92名
認知症対応型通所介護	9施設	156名
小規模多機能型居宅介護	1施設	24名
夜間対応型訪問介護	1施設	300名

日常生活圏域（保健福祉センター圏域）別整備状況は表51のとおりである。

表51 日常生活圏域別整備状況 (単位：箇所／人)

区 分	南部		中部		北部		鷺宮		合計	
	箇所数	定員	箇所数	定員	箇所数	定員	箇所数	定員	箇所数	定員
認知症対応型通所介護	1	34	2	36	3	40	3	46	9	156
小規模多機能型居宅介護	—	—	—	—	1	24	—	—	1	24
認知症対応型共同生活介護	2	36	1	18	2	20	1	18	6	92
夜間対応型訪問介護※	箇所数1 定員300								1	300

※中野区内の事業所は平成21年4月1日現在休止中。練馬区の事業所によりサービス提供中。

(3) 施設整備計画の進捗状況

①平成20年度施設整備等介護サービス基盤整備補助の状況

- ・ 認知症対応型共同生活介護 1施設
定員9名 平成21年5月1日開設
- ・ 小規模多機能型居宅介護 1施設
登録定員25名、通所15名、宿泊9名、平成21年5月1日開設

②地域密着型サービス事業者公募状況

ア 事業者説明会概要

日時：平成21年1月30日（金）14：00～15：00

参加者：14事業者（23名）

イ 応募・企画書提出状況

	応募数	企画書数
認知症対応型共同生活介護	4	1
小規模多機能型居宅介護	1	1
認知症対応型通所介護	1	—

ウ 審査結果

	参入事業者数	圏域
認知症対応型共同生活介護	1	鷺宮
小規模多機能型居宅介護	1	南部

(4) 江古田の森保健福祉施設

江古田の森保健福祉施設の整備・運営事業事業権契約に基づく運営協議会を設置し、運営事業について協議した。委員は社会福祉法人南東北福祉事業団3名、中野区3名の6名で構成され、平成20年度は3回開催した。

【施設運営状況】

平成21年3月実績

	施設	定員	利用実績	備考
介護老人福祉施設	介護老人福祉施設	100名	98名	
	短期入所生活介護	20名	21名	専用床
	通所介護(一般型)	30名	26名	登録者:110名
	認知症対応型通所介護	10名	5名	登録者:15名
	居宅介護支援事業所	—	80名	
介護老人保健施設	介護老人保健施設	100名	100名	
	短期入所療養介護	—	17名	空床利用
	通所リハビリテーション	40名	34名	登録者:140名
	訪問リハビリテーション	—	14名	
軽費老人ホーム	特定施設入居者生活介護(ケアハウス)	60名	60名	

※利用実績は登録者数等ではなく1日当たりの平均利用人数

9 介護保険の円滑な利用について

(1) 利用者負担の軽減

① 訪問介護（ホームヘルプサービス）の利用者負担の軽減（国制度）

介護保険制度施行前から区のホームヘルプサービスを利用していた低所得の高齢者の訪問介護にかかる利用者負担は、平成15年6月までは3%、平成15年7月からは6%に軽減していたが、平成17年3月31日で制度が終了し、本来の10%となった。また、障害者施策によるホームヘルプサービスを利用している者の負担割合は、平成19年6月末まで3%、その後6%であったが、平成20年6月末で制度が終了した。

② 訪問介護の利用者負担軽減（区独自制度）

平成13年10月から、介護保険制度施行後にホームヘルプサービスを利用する低所得者を対象に、区独自にホームヘルプサービス利用料の負担軽減を図ってきた。対象者は生活保護世帯を除く住民税非課税世帯で、負担割合は、国制度と同様であり、平成17年3月31日で制度を廃止した。

訪問介護の利用者負担軽減にかかる国制度及び区制度の実績は、表52のとおりである。

表52 訪問介護負担軽減措置の実績 (単位：件、千円)

区分	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
国制度分	1,777	8,521	1,308	6,694	1,041	4,170	270	755
区制度分	1,220	3,094	—	—	—	—	—	—

※ 平成17年度の実績は低所得者向け制度廃止により、障害者対象事業のみ実施の実績

③ 生計困難者に対する利用者負担軽減に係る助成

平成14年4月から、事業者が介護保険サービス（介護老人福祉施設、通所介護、短期入所介護、訪問介護、訪問看護、訪問入浴、訪問リハビリ、通所リハビリ等計13サービス）の提供を行うにあたり、低所得者のうち特に生計が困難な利用者に対し、利用者負担額の軽減を行った場合、その費用の一部を事業者に助成する制度を実施している。生計困難者に対する利用負担軽減に係る実績は、表53のとおりである。

表53 生計困難者に対する利用者負担軽減に係る助成実績（単位：件、千円）

区分	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
実績	417	1,615	299	401	208	260	189	332

④ 高額介護サービス費の支給

介護サービスを利用する際には、介護サービス費用の1割を負担するが、住民税の課税状況等によって、1か月あたりの上限額が設けられており、上限額を超えた分は申請により高額介護サービス費として支給される。

高額介護サービス費の支給実績は、表54のとおりである。なお、平成17年10月から、区市町村民税世帯非課税であって課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方について、上限額が24,600円から15,000円に引き下げられた。

表54 高額介護サービス費支給実績（単位：件、千円）

区分	高齢福祉年金受給者等		世帯全員が住民税非課税				左記以外の世帯		合計	
	上限額15,000円/月		上限額15,000円/月		上限額24,600円/月		上限額37,200円/月			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成17年度	3,076	28,529	549	7,450	8,723	57,651	2,220	12,904	14,568	106,534
平成18年度	2,950	30,444	14,194	182,706	908	30,403	3,639	20,517	21,691	264,070
平成19年度	3,143	33,296	14,614	174,411	3,157	18,589	3,080	16,309	23,994	242,605
平成20年度	3,388	35,757	15,959	184,390	3,493	19,975	3,053	14,903	25,893	255,025

⑤ 高額介護サービス費等資金貸付事業（介護保険保健福祉事業）

高額介護サービス費は、申請後支給されるまで2～3か月かかるため、その間資金が必要な方に、高額介護サービス費等資金貸付基金を運用し高額介護サービス費相当額の貸付（無利子）を行っている。これまでの貸付実績は、表55のとおりである。

表55 高額介護サービス費等資金貸付事業実績（単位：件、円）

区分	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
実績	22	204,659	37	683,224	30	598,692	19	355,453

⑥ 負担限度額認定（特定入所者介護サービス費）

介護保険制度の改正により、平成17年10月から介護保険施設等の居住費と食費は利用者が負担することになった。このため、所得の低い方には「負担限度額」を設け、施設には平均的な費用（基準費用額）と負担限度額との差額を保険給付で補う仕組み（補足給付）が設けられた。ショートステイの利用にもこの制度が適用される。補足給付の対象となるのは、利用者負担第1段階から第3段階の方であり、具体的には表56のとおりである。

表56

利用者負担段階	対象者
第1段階	区市町村民税世帯非課税の老齢年金受給者・生活保護受給者
第2段階	区市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方
第3段階	区市町村民税世帯非課税世帯であって、利用者負担段階が第2段階以外の方（課税年金収入額が80万円超266万円未満の方など）

上記以外の方は利用者負担第4段階となり、基準費用額を支払う。居住費の負担限度額は表57のとおりで施設の種類及び居室により異なり、食費の負担限度額は表58のとおりである。

表57 居住費の負担限度額 (日額)

	負担限度額			基準費用額	
	第1段階	第2段階	第3段階		
多床室（相部屋）	0円	320円	320円	320円	
従来型個室	特養等	320円	420円	820円	1,150円
	老健・療養等	490円	490円	1,310円	1,640円
ユニット型準個室	490円	490円	1,310円	1,640円	
ユニット型個室	820円	820円	1,640円	1,970円	

表58 食費の負担限度額 (日額)

負担限度額			基準費用額
第1段階	第2段階	第3段階	
300円	390円	650円	1,380円

負担限度額認定者数の実績は表59のとおりである。

表 5 9 負担限度額認定者数 (単位：人)

	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階	計
平成 18 年度	210	892	237	1,339
平成 19 年度	231	954	282	1,467
平成 20 年度	251	984	293	1,528

⑦ 旧措置者の減額認定

介護保険法施行日において特別養護老人ホームに入所している者については、負担の激変緩和措置として、旧措置時代の費用徴収額を上回らないように特例として減額措置がとられている。

平成 20 年度末現在の旧措置入所者の利用負担減免者数は表 6 0 のとおりである。

表 6 0 旧措置入所者利用負担減免認定者数

減 額	20 人
免 除	26 人
計	46 人

(2) 中野区特別養護老人ホーム入所指針

中野区内の特別養護老人ホームの入所決定の際、入所の必要性の高い方を優先する明確な基準及び決定過程の透明性・公平性を確保するため、区内の特別養護老人ホームとともに、平成 16 年 1 月に共通の審査基準を定めた。

優先度の判定は①第一次評価（要介護度・介護者及び住宅の状況などに関する区内共通基準）と②第二次評価（各ホームの基準）により行う。

(3) 介護給付費準備基金

第 1 号被保険者の介護保険料は、3 年間の介護給付費等の推計を基に算出される。納付された介護保険料は、介護給付費の一定割合（平成 18 年度から平成 20 年度は約 19%）に充当される。

この介護保険料収入が、介護給付費に充当すべき介護保険料相当分を上回った場合は、介護給付費準備基金に積み立てられる。

一方、介護保険料収入が、介護給付費に充当すべき介護保険料相当分を下回った場合は、不足分について介護給付費準備基金を取り崩す。

さらに、介護給付費準備基金を取り崩してもなお不足額が生じた場合は都道

府県が設置する財政安定化基金から借り入れ、次期事業計画期間における第1号被保険者の保険料に上乗せして徴収し、財政安定化基金に返還する。

平成15年度から平成17年度までの第2期介護保険事業計画期間の最終年度にあたっては、介護保険料の上昇幅を抑えるため、介護保険事業計画に基づき介護給付費準備基金を活用し、156,555,900円を取り崩した。

平成18年度から平成20年度までの第3期介護保険事業計画期間においても介護給付費準備基金の活用を予定していたが、平成18年度から平成20年度まで介護保険料収入が介護給付費に充当すべき介護保険料相当分を上回ったため、基金に積み立てることとなった。

積立額には、第1号被保険者の介護保険料の他、基金運用利子が含まれる。

平成12年度～平成20年度までの介護給付費準備基金の積立、取り崩し状況は、表61のとおりである。

なお、第4期介護保険事業計画では、平成21年度から平成23年度までで8億円を取り崩す予定である。

表61 介護給付費準備基金の状況 (単位：円)

区分	積立額	取崩額	基金残高
平成12年度	589,388,000	0	589,388,000
平成13年度	407,845,300	0	997,233,300
平成14年度	172,163	570,229	996,835,234
平成15年度	551,229	0	997,386,463
平成16年度	21,279,901	193,793,221	824,873,143
平成17年度	897,014	156,555,900	669,214,257
平成18年度	227,029,000	0	896,243,257
平成19年度	299,642,000	0	1,195,885,257
平成20年度	273,622,000	0	1,469,507,257

※各年度の基金残高は5月末現在。

(4) 介護従事者処遇改善臨時特例基金

平成21年度から第4期介護保険事業計画期間における介護報酬改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑えるため、平成20年度に「介護従事者処遇改善特例交付金」が国庫補助金として交付された(交付額は約2億9百万円)。この交付金を介護保険料の補助として3年間運用するため、「中野区介護従事者処遇改善臨時特例基金」を創設し、全額を積み立てた。

(5) 事業者支援等

介護サービスの質の向上を図り適正なサービスが提供されるよう、介護保険事業者に対し、サービス提供や報酬請求等、実務上必要な情報を提供している他、次のような支援を行っている。

① 介護サービス事業者への支援

ア. 中野区介護サービス事業所連絡会への支援

同会は、事業所相互の交流と連帯により、サービス水準の維持、向上をはかるとともに、社会的サービス制度の改革などに資する活動を行うことを目的とし毎月運営会議を開催している。また、サービス種別毎の部会活動も活発であり、平成20年度からは新たに2つの部会（福祉用具・住宅改修部会、グループホーム部会）を加え、計5部会（介護支援専門員部会、訪問介護部会、通所介護部会）で研修会を開催するなど積極的な運営を行っている。区としては、定期的な情報提供や意見交換等を行っている。

イ. 事業所管理者への指導研修

事業者としての責務の理解を促すとともに、防災に関する知識、苦情、事故の実例等の紹介を通して利用者への適切な対応等について研修を実施した。

【実施状況】

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
実施回数	4回	3回	1回
参加延べ人数	428人	234人	105人

ウ. 訪問介護事業所サービス提供責任者研修

高齢者虐待と高齢者福祉サービス、サービス提供責任者の役割と実務、医師会との共催による医学知識などの内容で研修を実施した。

【実施状況】

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
実施回数	4回	3回	3回
参加延べ人数	231人	230人	241人

エ. 介護従事者研修（平成20年度より新規）

介護保険施設や介護サービス事業所の介護職員を対象に認知症の理解と援助方法についての研修を実施した。

平成20年度実績：1回 117人参加

② ケアマネジャー支援

ア. ケアマネジャー研修

ケアマネジメント事業者のケアマネジャーに対して、高齢者虐待、介護を必要とする利用者への適正かつ効果的なケアが行われるための運営基準や費用額の算定、認知症高齢者のケアプラン作成、医師会との共催による医学知識など、ケアマネジメント能力の向上を目指した研修を実施した。

【実施状況】

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
実施回数	4回	3回	4回
参加延べ人数	324 人	265 人	395 人

イ. 地域包括支援センターによるケアマネジャー支援

i 個別ケースにおけるケアマネジャー支援

地域包括支援センターでは、高齢者ひとりひとりの状態の変化に対応した長期的なケアマネジメントを支援するため、ケアマネジャーの日常的な相談・指導にあたり、対応能力の向上に努めている。

【支援実績】

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
ケアマネジャー支援	1,192 件	1,871 件	3,374 件
他機関関連相談	—	3,681 件	5,803 件

ii ケアマネジャー支援関連事業

ケアマネジメント能力の向上や、生活圏域ごとのケアマネジャーの交流のための研修等を、単独又は他の地域包括支援センターと共同して実施した。

【実施状況】

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
実施回数	8回	13回	13回
参加延べ人数	269 人	271 人	356 人

(6) 介護保険サービス事業者への指導

介護サービスの適正な運営と質の向上を図ると共に、利用者が安心して必要なサービス提供を受けられるよう、介護サービス事業者に対して、訪問調査等を実施し、指導を行っている。また、前年度指導を行った事業所を再訪問し、改善の徹底を図るためのフォロー指導を行っている。調査指導実績は表62のとおりである。

表62 介護サービス別調査指導事業所数

(単位：事業所)

	居宅介護 支援	訪問介護	介護予防 支援	通所介護	老人保健 施設	通所 リハビリ テーション	認知症 対応型 共同生活介護	認知症 対応型 通所介護	小規模 多機能型 居宅介護	合計
事業所数	5	1	8	3	1	—	2	2	—	22
フォロー指導 数で再掲	0	1	0	—	0	1	4	7	1	14

(7) 事故報告

平成20年度の介護サービスにおける事故報告は120件であった。サービス種別の受理件数は表63のとおりである。

表63 介護サービス別事故報告件数

サービス種別	平成18年度	平成19年度	平成20年度
施設サービス	38	73	52
居宅サービス等	40	58	68
合計	78	131	120

(8) 苦情調整

介護保険に関して、平成20年度は210件の苦情を受け付けた。苦情の申立人別の内訳は、表64のとおりである。

表64 苦情申立人別苦情の内訳

(単位：件)

年 度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
本人	250	112	173
家族	44	49	31
ケアマネジャー	3	2	2
事業者・施設	2	3	2
その他	2	6	2
計	301	172	210

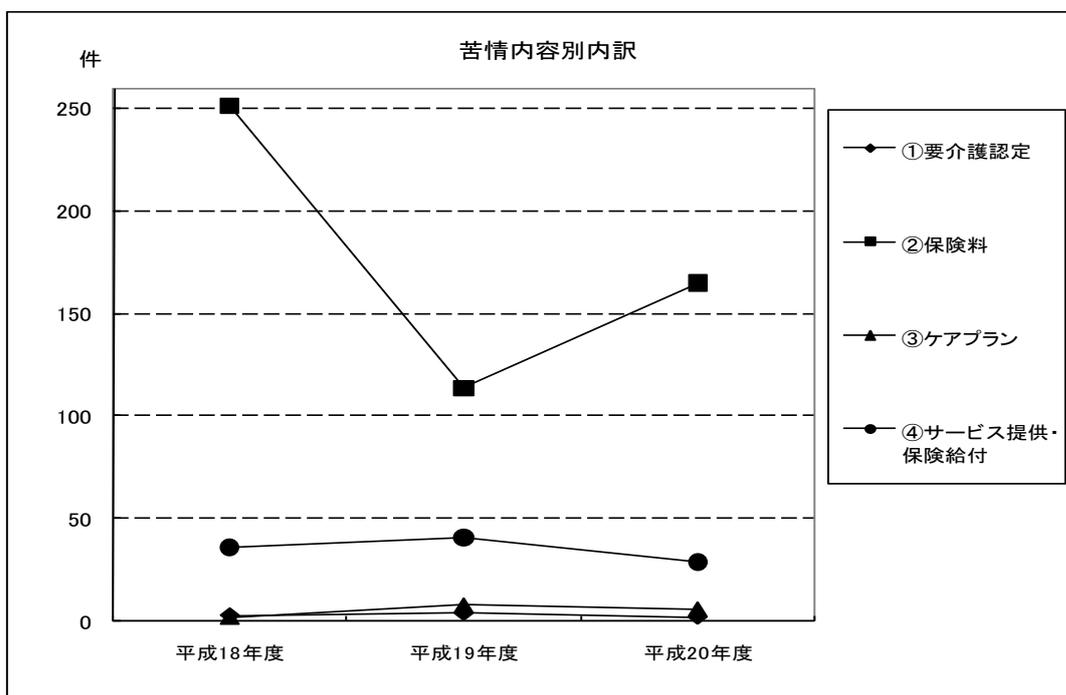
これらの苦情の具体的な内容は、表65及びグラフ66のとおりである。

表 6 5 苦情内容別内訳

(単位：件)

区 分		平成18年度	平成19年度	平成20年度
①	要介護認定	3	4	2
②	保険料	251	114	165
③	ケアプラン	2	8	6
④	サービス提供・保険給付	36	41	29
合 計		292	167	202
(再掲)	●サービスの種類	—	—	—
	居宅介護支援	9	16	5
	居宅サービス	21	18	11
	介護保険施設	6	7	11
	地域密着型サービス	0	0	2
(再掲)	●苦情内容	—	—	—
	サービスの質	8	7	2
	従事者の態度	12	15	10
	利用者負担	0	0	1
	その他	16	19	16
⑤	その他	9	5	8
合 計		301	172	210

グラフ 6 6 苦情内容別内訳



苦情に対する具体的な対応は、表 6 7 のとおりである。

表 6 7 苦情への対応

(単位：件)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
①申立者に説明・助言	273	142	182
②当事者間を調整等	27	26	24
③他機関を紹介等	0	3	2
④その他	1	1	2
合 計	301	172	210

(9) 東京都介護保険審査会への審査請求状況

平成20年度に区が行った要介護等認定などの行政処分に対する「東京都介護保険審査会」への審査請求状況（平成21年3月末現在）は、表68のとおりである。

表 6 8 東京都介護保険審査会への審査請求状況内訳

(単位：件)

年 度	請求 件数	審査結果				
		棄却	原処分取消	却下	取り下げ	継続中
平成18年度	1	1	1	0	1	0
平成19年度	1	1	0	0	0	0
平成20年度	2	1	0	1	0	0

※18年度の請求件数と審査結果の件数が一致しないのは、17年度の「継続中」の案件の審査結果が18年度に出たためである。

10 介護保険制度の広報活動

(1) 第1号被保険者に対する個別広報

65歳の年齢到達者に対して、介護保険証と併せて小冊子「介護保険のしおり」を送付している。また、65歳以上の第1号被保険者全員に対して、介護保険料の納入通知書等送付時（年金からの天引きにより納付する特別徴収者は年1回、年金からの天引き以外の、納付書等により納付する普通徴収者は年2回）に介護保険の仕組みや利用方法等を掲載した「なかの介護保険だより」等を同封している。

(2) 区報掲載

平成20年4月から平成21年3月までに区報掲載した介護保険関連記事の主な内容は以下のとおりである。

平成20年5月	介護保険負担限度額認定申請の案内
6月	介護支援専門員(ケアマネ)実務研修受講試験の案内 65歳以上の方への介護保険料決定通知書の送付
7月	居宅介護保険サービスを利用している方への「介護給付費通知」の案内
8月	「介護保険・高齢者保健福祉の手引き（銀のしおり）」の発行
9月	地域包括支援センター利用の案内
11月	「第4期中野区介護保険計画」意見交換会の案内
12月	平成19年度介護保険の運営状況の公表 「第4期介護保険事業計画（案）」への意見募集
平成21年1月	「介護給付費通知」の案内
2月	「第4期中野区介護保険計画」パブリックコメント手続きの案内 介護保険と確定申告の案内 介護認定手続きの案内 介護事業者向け介護従事者資格取得助成開始の案内
3月	介護保険料決定通知書の送付案内

※ 上記の他に、地域支援事業の催し案内を毎月掲載している。

(3) ホームページ

中野区のホームページ上で介護保険制度の概要、認定申請の方法や介護サービスの利用方法の情報提供を行っている。合わせて認定申請書や居宅サービス

計画届などの申請書、届出書のダウンロードができる。

(4) 「介護の日」の啓発活動

「介護の日」は、介護に対する理解と認識を深め、介護従事者、介護サービス利用者及び介護を行う家族等を支援するとともに、これらの人たちを取り巻く地域社会における支え合いや交流を促進する観点から、国及び自治体が高齢者や障害者等に対する介護に関わる啓発を重点的に実施するための日として平成20年度から設定された。

区では、平成20年度に「介護の日」にかかわる啓発事業として以下のとおり実施した。

【実施期間】

平成20年11月10日から11月12日まで

【実施内容】

区役所1階の区民ホールに相談コーナーを設置して、来庁する区民の相談に応じ、地域包括支援センターを紹介する等を行った。また、高齢者福祉にかかわる各種パンフレット配布を行い、介護保険制度、認知症、高齢者虐待等について周知を行った。

11 介護保険制度の充実に向けて

(1) 第5期中野区保健福祉審議会「介護保険部会」の設置

介護保険事業の充実や改善などの審議のため、平成12年7月から区長の附属機関として中野区介護保険運営協議会を設置していたが、平成19年5月、区の福祉計画との一体的検討、運営の効率化、円滑化を図るため、同協議会を廃止し保健福祉審議会に統合して検討することとした。

部会は学識経験者、区内関係団体代表、公募区民委員で構成され、部会員の任期は3年である。

第5期中野区保健福祉審議会は、平成20年1月25日に発足し、諮問内容ごとに専門部会を設置した。介護保険事業計画については「介護保険部会」において検討されることとなった。

第5期保健福祉審議会介護保険部会委員名簿 (平成21年3月31日現在)

		職名等 (◎部会長 ○副部会長)
区民	関 信夫	公募委員
	三宅 ひろみ	公募委員
学識経験者	村川 浩一	◎日本社会事業大学 社会福祉学部 教授
	村田 美由紀	共栄大学 国際経営学部 国際経営学科専任講師
	矢部 正治	○日本社会事業大学大学院福祉マネジメント研究科准教授
保健・福祉関係者	竹下 俊文	社団法人 中野区医師会 副会長
	田村 一美	社団法人 中野区薬剤師会 副会長
	齊藤 稔	指定訪問介護事業者 (医療法人社団 健友会 介護福祉事業部長)
	平林 ちよ子	指定介護老人福祉施設 (社会福祉法人 浄風園 施設長)
	山内 雅代	指定居宅介護支援事業者 (社会福祉法人 フロンティア豊島 中野事業部統括センター長)

※50音順 敬称略

諮問及び付託事項の内容

【諮問】

「第4期中野区介護保険事業計画の策定にあたり、同計画に盛り込むべき基本的な考え方、また、高齢者を支えるための方策について」

【付託事項】

- i 要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態になることを予防するための取り組みの推進
- ii 事業計画期間内における介護サービス量の見込み
- iii 区民の負担能力に配慮した保険料の段階区分、料率の見直し
- iv 事業者への支援、その他のサービス内容の質の向上に向けた取り組み
- v 特別給付など介護保険事業の充実・改善方策
- vi 介護サービスに係る人材確保・育成について
- vii 介護サービスでは対応しきれないニーズへの考え方

(2) 第4期介護保険事業計画の策定

① 計画の策定

介護保険事業計画は、介護保険法第117条に基づき、3年ごとに見直しを行う介護保険事業運営の基本となるものである。区では、介護保険のサービスの提供を円滑に進めるため、計画年度における介護給付等対象サービス種類ごとの量の見込みやその確保策について、中野区介護保険事業計画を策定し事業運営を行ってきている。

平成20年度には、保健福祉審議会介護保険部会での検討や福祉サービス意向調査等における意見等を得ながら、平成21年度を初年度とする第4期介護保険事業計画を策定した。

○第4期介護保険事業計画のポイント

【計画の重点方針】

- I 介護サービス基盤整備の重点方針
 - 家族介護の負担軽減を図る在宅サービスの充実
 - 在宅サービスを利用しても介護が困難となったときの入所施設の整備
 - 認知症高齢者を身近な地域で支える地域密着型サービスの整備
- II 介護予防の充実
 - 特定高齢者事業・一般高齢者事業の充実
 - 「こころとからだの健康」を進めるための介護予防の普及啓発
 - 効果ある介護予防事業を展開するための改善状態の確認

<p>Ⅲ 高齢者と介護する家族を支えるさまざまな制度の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ●認知症高齢者地域支援の推進 ●悪質商法や犯罪被害、権利侵害から高齢者を守る権利擁護の充実 ●「見守り・緊急通報システム」「徘徊高齢者探索サービス」などの継続実施 <p>Ⅳ 介護サービスに係る人材確保・定着・育成支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ●育成支援を目的としたこれまでの事業者研修の見直し・拡充 ●介護従事者のスキルアップ、キャリアアップにつながる研修参加支援 ●介護サービス従事者確保のための支援策の実施 <p>【保険料の改定】</p> <p>平成21年度からの保険料基準額（月額）を4,080円に改定。</p>
--

②計画策定の経緯

ア 保健福祉審議会への諮問及び付託

平成20年1月、保健福祉審議会に第4期介護保険事業計画にかかわる諮問を行った。保健福祉審議会介護保険部会においては7つの付託事項をもとに平成20年1月25日以降11回にわたり審議が行われ、平成20年10月29日に一次（中間）答申、平成21年2月23日に二次（最終）答申を受理した。

イ 要介護者等の実態及びサービス利用意向の反映

要介護者等の実態及びサービス利用意向を把握し第4期介護保険事業計画に反映するため、要介護等認定者のうち居宅サービス利用者、介護サービス未利用者、ケアマネージャー等を対象に、介護サービスや今後の取り組み等に関する意向調査を実施し、平成20年9月に「高齢福祉・介護保険サービス意向調査報告書」として取りまとめた。

この調査結果は、保健福祉審議会に資料として配布し、議論の参考にするとともに、第4期事業計画を作成するための資料とした。

ウ 区民参加及び区民意見の反映

計画策定にあたり区民意見を反映するため、保健福祉審議会の一次答申や「高齢福祉・介護保険サービス意向調査報告書」を踏まえた事業計画の素案を作成し、保健福祉総合推進計画（改定素案）と併せて区報特別号に掲載するとともに、区ホームページに保健福祉審議会の一次答申と併せて全文を掲載した。

また、事業計画素案及び保健福祉総合推進計画（改定素案）は、地域センター、図書館、保健福祉センター、地域包括支援センター、区役所本庁舎の区政資料センターで閲覧に供するとともに、地域センター等を会場として区民との意見交換会を開催した。

エ 計画案のパブリックコメント

保健福祉審議会の最終答申、区民との意見交換会における意見・要望等を踏

まえて第4期中野区介護保険事業計画（案）を取りまとめ、パブリックコメント手続きを行った。

補足資料（介護保険特別会計の決算状況）

表 6 9 介護保険特別会計歳入内訳（収入済額）

（単位：円、％）

区 分	平成18年度	平成19年度		平成20年度	
	決算額	決算額	伸率	決算額	伸率
1 介護保険料	2,966,275,800	3,059,421,600	3.1	3,110,219,600	1.7
2 使用料及び手数料	600	0	皆減	0	—
3 国庫支出金	3,428,226,150	3,415,172,873	-0.4	3,810,061,791	11.6
1 国庫負担金	2,657,832,000	2,637,502,000	-0.8	2,764,506,000	4.8
2 国庫補助金	770,394,150	777,670,873	0.9	1,045,555,791	34.4
1 調整交付金	664,475,000	664,173,000	0.0	706,187,000	6.3
2 地域支援事業介護予防交付金	14,078,915	13,376,720	-5.0	16,162,250	20.8
3 地域支援事業包括・任意交付金	85,895,235	96,399,153	12.2	112,610,655	16.8
4 介護保険事業費補助金	5,945,000	3,722,000	-37.4	1,526,000	-59.0
5 介護従事者臨時特例交付金	—	—	—	209,069,886	皆増
4 支払基金交付金	4,228,864,000	4,346,160,070	2.8	4,526,955,311	4.2
1 支払基金交付金	4,228,864,000	4,346,160,070	2.8	4,526,955,311	4.2
1 介護給付費交付金	4,211,407,000	4,329,573,070	2.8	4,499,163,311	3.9
2 地域支援事業支援交付金	17,457,000	16,587,000	-5.0	27,792,000	67.6
5 都支出金	2,014,900,074	2,191,496,880	8.8	2,208,358,452	0.8
1 都負担金	1,964,913,000	2,136,608,944	8.7	2,142,472,000	0.3
2 都補助金	49,987,074	54,887,936	9.8	65,886,452	20.0
1 地域支援事業介護予防交付金	7,039,457	6,688,360	-5.0	8,081,125	20.8
2 地域支援事業包括・任意交付金	42,947,617	48,199,576	12.2	56,305,327	16.8
3 介護保険事業費補助金	—	—	—	1,500,000	皆増
6 財産収入	2,089,850	5,770,755	176.1	7,072,824	22.6
7 繰入金	2,538,524,205	2,566,199,844	1.1	2,581,018,371	0.6
1 一般会計繰入金	2,538,524,205	2,566,199,844	1.1	2,578,475,606	0.5
1 介護給付費繰入金	1,706,581,882	1,745,059,802	2.3	1,792,732,417	2.7
2 地域支援事業介護予防交付金	6,665,157	3,402,111	-49.0	6,149,252	80.7
3 地域支援事業包括・任意交付金	40,890,226	46,399,161	13.5	53,427,989	15.1
4 その他一般会計繰入金	784,386,940	771,338,770	-1.7	726,165,948	-5.9
2 基金繰入金	—	—	—	2,542,765	皆増
1 介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金	—	—	—	2,542,765	皆増
8 繰越金	123,429,264	311,929,048	152.7	317,548,835	1.8
9 諸収入	9,162,975	56,884,515	520.8	20,079,461	-64.7
1 第1号被保険者延滞金	95,900	174,300	81.8	208,800	19.8
2 預金利子	989,093	3,886,289	292.9	2,182,965	-43.8
3 雑入	8,077,982	52,823,926	553.9	17,687,696	-66.5
合計	15,311,472,918	15,953,035,585	4.2	16,581,314,645	3.9

平成18年度から、地域支援事業開始に伴い、款3(国)、款4(支払基金)、款5(都)、款7(区)に地域支援事業交付金を新設。

表 70 介護保険特別会計歳出（支出済額）

（単位：円、％）

区 分	平成18年度	平成19年度		平成20年度	
	決算額	決算額	伸率	決算額	伸率
1 制度運営費	747,088,492	733,403,582	-1.8	733,610,326	0.0
2 保険給付費	13,660,263,822	14,000,237,401	2.5	14,346,259,820	2.5
1 保険給付費	13,660,263,822	14,000,237,401	2.5	14,346,259,820	2.5
1 保険給付費	13,635,764,747	13,975,601,431	2.5	14,320,703,585	2.5
2 審査支払費	24,499,075	24,635,970	0.6	25,556,235	3.7
3 地域支援事業費	241,379,418	270,209,622	11.9	328,569,780	21.6
介護予防事業	31,022,300	27,693,993	-10.7	49,458,419	78.6
包括・任意事業	210,357,118	242,515,629	15.3	279,111,361	15.1
4 財政安定化基金拠出金	4,541,374	4,541,374	0.0	4,541,374	0.0
5 基金積立金	227,029,000	299,642,000	32.0	482,691,886	61.1
6 諸支出金	119,241,764	327,452,771	174.6	242,122,280	-26.1
1 償還金及び還付加算金	119,045,494	254,246,354	113.6	223,030,969	-12.3
2 繰出金	196,270	73,206,417	37,198.8	19,091,311	-73.9
7 予備費	0	0	-	0	-
合 計	14,999,543,870	15,635,486,750	4.2	16,137,795,466	3.2

平成18年度から、地域支援事業開始に伴い、款3 地域支援事業費を新設。

中野区介護保険の運営状況
(平成20(2008)年度)
平成21年10月発行
中野区保健福祉部介護保険担当
21中保介1088号